

令和7年度業務実績報告書

【第5期中期目標期間】令和5年度～令和7年度

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 8年 3月 31日



独立行政法人空港周辺整備機構

<第5期中期目標 政策体系における法人の位置づけ及び役割>

航空輸送の急激な発展に伴うジェット機の運航の増加は、利便性の向上をもたらす反面、空港の周辺地域に深刻な騒音問題を引き起こしたことから、国は、特定飛行場（国が設置する公共用飛行場であって騒音等による障害が著しいと認める空港）について、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号。以下「騒防法」という。）」に基づき、その周辺地域の住宅の騒音防止工事の助成や移転補償等の環境対策事業を実施している。

福岡空港は、特定飛行場の中でも、特に空港周辺が市街化されているため、騒防法により、計画的な周辺地域の整備を行う周辺整備空港に指定されており、独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）が航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を着実に実施する役割を担っている。

環境対策事業の実施にあたり、地域と空港の共生に貢献することを念頭に、機構は、空港周辺住民や関係自治体等との意思疎通を図りながら、地域の事情や住民の要望に沿ったきめ細やかな対応を行ってきた結果、機構は、長年にわたり事業に係る豊富なノウハウを蓄積し、関係自治体や住民からも高い評価及び信頼を得ている。また、地元調整等の関連業務の経験を有する国・県・市からの出向者の能力を最大限に活かした地域密着型の事業実施体制を構築している。

一方、住宅騒音防止対策事業や移転補償事業は、住民による申請に基づくものであるため、住民感情に配慮した情報発信が重要であり、申請者の高齢化に伴い、より丁寧なコミュニケーションやデジタルとアナログの併用等、高齢化社会に即した対応が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化や、デジタル化へ対応した取組を行う必要がある。

さらに、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。以下「25年閣議決定。」）」及び「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。）」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後（令和11年3月予定）に機構の廃止が予定されている中、環境対策事業については、今後、滑走路増設事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。

従って、滑走路増設事業の進捗を注視しながら、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進し、安定的な空港運営の継続につなげる必要がある。

なお、機構の業務及び組織の運営については、国の政策を実施するための機関として法人の機能の最大化を図るため、存続期間を見据えた業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図り、本中期目標にしたがって業務を着実に実施し、機構の廃止に向けた準備を行うものとする。

<中期計画の前文>

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、福岡空港の周辺地域における航空機の騒音により生ずる障害の防止及び軽減を図り、併せて生活環境の改善に資することを目的として、福岡空港周辺の環境対策事業（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業）を実施してきた。

一方で、国は福岡空港の運営を「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号。）」に基づき、平成31年4月から福岡国際空港株式会社（以下「運営権者」という。）に委託を開始するとともに、滑走路処理能力の向上を図るため、滑走路増設事業が行われているところであり、令和7年9月末に完了予定である。

福岡空港の環境対策事業については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成25年12月24日閣議決定。）」及び「福岡空港特定運営事業等実施方針（平成29年3月24日国土交通省航空局。）」に基づき、滑走路増設事業の完了から4年後（令和11年3月予定）に機構の廃止が予定されている中、当該事業の完了後に予定されている騒音対策区域の見直しに伴う対応を機構が一定の期間行ったうえで、運営権者による円滑な業務の実施を確保すると決定している。

これらの方針等を踏まえ、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第30条の規定に基づき、国土交通大臣から指示を受けた中期目標（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間の目標）を達成するための計画を以下のとおり定める。

<令和7年度計画の前文>

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた令和5年4月1日から令和8年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

業務運営に関する報告

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (1) 再開発整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 住宅騒音防止対策事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (3) 移転補償事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
 - (4) 緑地造成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2

2. 業務運営の効率化に関する事項
 - (1) 業務改善の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 5
 - (2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化・・・・・・・・ 3 8

3. 財務内容の改善に関する事項
 - (1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・ 4 0
 - (2) 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 3
 - (3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画・・ 4 4
 - (4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画・・・・・・・・ 4 5
 - (5) 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 6

4. その他業務運営に関する重要事項
 - (1) 内部統制の充実・強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7
 - (2) 情報セキュリティ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 4
 - (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化・・・・・・・・・・・・ 5 7
 - (4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進・・・・・・・・ 6 6
 - (5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組・・ 6 9
 - (6) 騒防法第29条第1項に規定する積立金の使途・・・・・・・・ 7 0



(1) 再開発整備事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 再開発整備事業

再開発整備事業は、移転補償事業により国が取得した土地を、機構が有償で借受け、周辺生活環境へも配慮しながら「騒音斉合施設※」を整備し、貸付をすることによって移転補償跡地の有効活用を図る事業である。

本事業は、これまで地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現しており、地域活性化に繋がっている。

今後も地域との共生に資するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保すること。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていくこと。

※ 航空機の騒音によりその機能が害されるおそれの少ない施設（駐車場、倉庫、物販施設など）

【指標】

- ・ 定期巡回による全施設月1回の点検実施
(前中期目標期間実績※ 全施設月1回の点検実施)
 - ・ 全貸借人との情報交換のための面談 年1回以上
(前中期目標期間実績※ 全貸借人との面談等 年1回以上実施)
- ※前中期目標期間実績：平成30年度から令和3年度までの実績

<指標の考え方>

- ・ 定期巡回については、施設の不具合や劣化の有無を早期に把握し対処することができることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。
- ・ 全貸借人との情報交換のための面談については、経営状況や施設修繕等の要望の把握により貸付料滞納や急な退去等リスクに備えられることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【中期計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について确实・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国、関係自治体及び地元関係者と一体となって取り組んできた結果、郵便集配施設・郵便局、ホームセンター、複合商業施設などの施設整備及び誘致を実現し、地域の活性化を図ってきた。今後も地域と空港の共生に貢献するため、貸借人の経営状況の把握や、賃借料の安定的な確保に努めるなど事業の健全性を確保する。

また、騒音斉合施設の資産価値を維持するため計画的な修繕を実施するとともに、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意しながら、適切な維持管理を図っていく。

(指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施)

(指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上)



中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

福岡空港と周辺地域の共生に貢献するため、国等と密接な連携を図り、将来の事業見込み等にも留意しつつ、以下の事業について确实・適正な執行を図る。

(1) 再開発整備事業

次の取組を行い、事業を着実に推進する。

- イ 老朽化の著しい騒音斉合施設（1施設）について、退去に向けた交渉を行ってきたが、賃借人の強い事業継続意欲及び当該建物の現況を踏まえ、建て替える方針を決定した。既存の施設の安全に関わるリスクを注視しながら、令和8年度の建替に向け、設計業務を着実に実施する。
- ロ 騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、定期的な巡回・点検を実施し、計画的に修繕を行っていく。その実施にあたっては、騒音斉合施設の保全状況や修繕記録のデータベース化を進めることにより、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化にも留意して、適切な維持管理に努める。
- ハ 事業の健全性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と情報交換や面談等を行うことにより、経営状況や施設管理におけるリスクを把握し、賃借料の安定的な確保に努める。
（指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施）
（指標：全賃借人との情報交換のための面談等 年1回以上）

当該年度における取組

■年度計画（1）イ

<老朽化施設の保全>

取組内容	成果、効果
<p>○ 上半期において、賃借人と具体的な建替方法等について交渉を行ったが、合意に至らなかったため、建替えの方針を含めた見直しが必要となった。</p> <p>このため、既存施設の現状について相互理解を深めることを目的として、10月に建物診断を実施し、3月に診断結果を賃借人に送付した。診断結果を踏まえて、建物の現況に基づき、改めて建替えについての意向確認を行った。</p>	<p>○ 建物診断を実施し、その結果を通知したことにより、建物の老朽化の進行状況について、賃借人から一定の理解を得ることができた。</p> <p>早期解決に向けて、令和8年度も引き続き、弁護士を含め、賃借人との交渉等を行っていく。</p>



当該年度における取組

■年度計画（1）口

＜騒音斉合施設の維持管理、移管に向けた業務のデジタル化及びシステムの最適化＞

取組内容	成果、効果
<p>○ 令和3年度に策定した令和10年度までの「騒音斉合施設全体修繕計画」を基に劣化状況等を勘案し、一部見直しを行い、修繕・保守点検等を実施した。</p> <p>○ 全ての施設について、月1回の定期巡回による点検を実施するとともに、外観の目視点検だけでなく、賃借人と面談することで、詳細な施設の稼働状況や不具合箇所の把握に努めた。 また、台風が通過した後などには、緊急の巡回点検を行い、被害状況の確認を行った。</p> <p>○ 福岡国際空港株式会社への業務移管を計画している騒音斉合施設のデータについて、引き続き保全状況や修繕記録の更新を進めた。</p> <p>○ 福岡国際空港株式会社への承継を見据え、施設老朽化状況の把握の精度を高める必要があることから、業務移管後の期間を含む10年間の修繕計画策定について、外部委託したうえで、大規模施設の建物や設備等の改修時期や各工事の概算額の算出を行った。</p>	<p>○ 計画修繕に加え、臨時修繕を実施したことにより、資産価値の維持及び安全性の確保を図ることができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画修繕 工事 3件 委託等 6件 ・臨時修繕 工事 4件 委託等 2件 <p>○ 定期巡回及び緊急巡回を行うことで、施設の不具合や劣化の有無・進行度合いを的確に把握することができた。</p> <p>○ 騒音斉合施設のデータについて、保全状況や修繕記録の更新を進めることで、業務移管後に向けた施設管理を円滑に行うことができた。</p> <p>○ 「騒音斉合施設大井その1修繕計画」を策定したことにより、翌年度以降の精度の高い大規模施設の修繕計画策定が可能となった。</p>

【指標：定期巡回による全施設月1回の点検実施】

（令和8年3月末現在）

年度	保有施設	指標	実績	達成率
令和7年度	30件	全施設月1回の点検実施（年12回）	<ul style="list-style-type: none"> ・全施設月1回の点検実施 12回 ・台風の通過後等の緊急点検実施 4回 	100%

＜騒音斉合施設の修繕状況＞

（件）

施設規模	施設数	計画	臨時	計
大型施設（大井地区）	3	2	1	3
大型施設以外	27	1	3	4
計	30	3	4	7

（注）「計画」：改修計画に基づくもので契約済のもの、「臨時」：計画以外のもので契約済のもの



当該年度における取組

■年度計画(1)ハ
＜事業健全性の確保＞

取組内容	成果、効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付料の安定的な確保に努めるため、全賃借人27者と面談を行った。 ○ 毎月、貸付料の入金確認を行うことで、納入期限内に滞りない賃料回収を行った。 ○ 国有地使用料の大幅な上昇に伴い、貸付料の増額が必要となった賃借人に対して、貸付料の増額交渉を行った。 また、令和6年度から交渉を継続していた1者については、継続して増額交渉を行った。 なお、令和6年度から法的措置に移行した別の1者については、調停を成立させた。 ○ 令和6年度、大井その2(商業施設)賃借人から撤退の届出があったため、新たな賃借人の確保に向け、サウンディング型市場調査を5月に実施した。 賃借人退去が令和8年8月末へ変更になったが、引き続き公募準備を進め、令和7年12月に公募を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃借人との面談を実施したことにより、賃借人の退去や貸付料滞納などのリスクに備えることができた。 ○ 定期的に入金確認を行うことで、入金遅延の発生を未然に防ぐことができた。 ○ 賃借人と円滑に交渉を進めることができ、令和6年度からの継続者(1者)も含め、貸付料の増額変更契約7件を締結した。なお、法的措置に移行した1者については調停を成立させたことにより、令和7年2月分の賃料から増額することができ、収益性の確保及び管理事務費の改善につながった。 ○ 大井その2(商業施設)は、地域のまちづくり・生活環境改善の一環として、国・県・市・地元関係者と一体となって取り組んできた施設であり、現賃借人撤退後の新たな賃借人確保は重要な課題であった。そのため、地域住民への説明や関係機関との調整、公募手続等を効率的に進めた結果、令和8年3月に優先交渉権者が決定した。 この結果、施設が未活用となることを回避できる見通しが立ち、移転補償跡地の有効活用、安定的な賃料収入の確保及び地域活性化に向けた取組を具体的に前進させることができた。 基本協定締結を行うとともに、令和8年9月の本契約に向けた協議を進めていく。



当該年度における取組

【指標：全貸借人との情報交換のための面談等 年1回以上】

(令和8年3月末現在)

年度	貸借人	指標	実績	達成率
令和7年度	27者	全貸借人との面談等 年1回以上	貸付料の安定的確保に係る面談等 27者 (延べ35回)	100%

<再開発整備事業の空き施設状況及び収支状況>

○ 令和8年3月末における保有施設30件、うち空き施設は0件である。結果、貸付料の安定的な収入を確保できた。また、収支状況については、施設の修繕等の適切な実施に努めた結果、経費率は97.3%であり、安定した収支の確保につながった。

年度	保有施設	うち 空き施設 (年度末現在)	事業収入 (A)		業務支出 (B)		経費率 (B/A)
			回収率	事業収入	業務支出	借入金償還等支出	
令和3年度	31件	0件	615,449,988円	100%	561,558,038円	3,456,000円	91.8%
令和4年度	30件	0件	615,449,988円	100%	517,648,187円	3,456,000円	84.7%
令和5年度	30件	0件	618,041,588円	100%	555,460,626円	3,456,000円	90.4%
令和6年度	30件	0件	622,612,088円	100%	517,919,030円	3,456,000円	83.7%
令和7年度	30件	0件	667,200,588円	100%	645,437,750円	3,456,000円	97.3%

(注) ・事業収入：固有事業収入のうち業務収入のみ（雑収入を除く）

・業務支出：固有事業勘定のすべて



(2) 住宅騒音防止対策事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 住宅騒音防止対策事業

住宅騒音防止対策事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、騒音区域（第一種区域）指定の際に存在した住宅に対し、住民からの申請に基づき、国や関係自治体からの助成を受けて防音工事を行うとともに、当該工事により設置された空気調和機器の更新工事に対する助成を行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの補助事業として、関係自治体担当者との情報共有及び積極的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行うこと。

【指標】

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内
（前中期目標期間実績※ 最長処理日数 59 日）

<指標の考え方>

- ・更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数については、交付申請書類の審査及び検査並びに国への資金請求手続きに必要な日数を勘案した上で、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【中期計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和 42 年法律第 110 号。以下「騒防法」という。）」に基づく国や関係自治体からの助成を行う事業として次のとおり取り組む。

国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による積極的な広報等を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善を図る。

また、事務処理の効率化等により補助金申請から交付決定までの日数の短縮を最大限図り、事業を着実に推進していく。

さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

（指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60 日以内）



中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

(2) 住宅騒音防止対策事業

次の取組を行い、事業を着実に推進する。

イ 国及び関係自治体と緊密な連携をとるとともに、情報の共有を行う。

ロ 自治体広報誌への事業案内の掲載、関係自治体等の窓口での事業パンフレット配布、ホームページの適切な更新・改善等により積極的な事業制度の周知等の広報を行う。また、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国が行う地元対策等と協調し国を始めとする関係機関との協議等を実施した上で、住宅騒音防止対策事業に関する広報について、より具体的な施策と施策実行の結果に対応する体制の整備について検討を進めていく。

ハ 更新工事にかかる補助金交付決定事務の処理期間を短縮するため、事務処理の効率化等を図る。

(指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内)

当該年度における

■年度計画 (2) イ

<国及び関係自治体との連携>

取組内容	成果、効果
<p>○ 事業の円滑かつ着実な実施に向けて、関係者のより一層の緊密な連携を図るため、関係自治体の担当者を対象に、「福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議」を例年どおり開催して、事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行った。</p> <p>その他、「連絡協議会※」や「事業成果検査」の場も活用して、必要な情報提供を行った。</p> <p><福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議></p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日：4月25日（金） ・開催場所：空港周辺整備機構 会議室 ・出席者：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、空港周辺整備機構 ・議題：令和6年度事業報告、令和7年度事業計画、情報共有等 <p>※連絡協議会の開催状況は58ページ参照</p>	<p>○ 年度当初に毎年継続して、事業の概要・制度、予算等の説明を行うことで、自治体における事業の受付窓口の担当者が制度や手続き方法等について理解が深められ、円滑に事業を執行することができた。</p>



当該年度における取組

■年度計画 (2) ロ

<事業制度の周知及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え>

取組内容	成果、効果
<p>○ 関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置(補充)を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。 令和7年度はさらに事業制度の周知を図るため、新たな取組として大手家電量販店3店舗に制度のお知らせのチラシを設置し、広報活動を強化した。</p>	<p>○ パンフレットの設置(補充)やチラシの掲示に加え、大手家電量販店3店舗に制度のお知らせのチラシを設置することで、より多くの住民に継続的に制度及び事業概要を周知することができた。</p>
<p>○ 福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。 ・福岡市博多区 4回(5月・7月・11月・2月号) 東区 4回(5月・7月・11月・2月号) ・大野城市 3回(5月・11月・2月号)</p>	<p>○ 広報誌を見た住民からの問合せは9件であり、事業制度を未だ知らない方からの問合せもあるなど、信頼性のある自治体広報誌の情報ということで一定の効果があつた。</p>
<p>○ 住宅騒音防止対策事業に関する相談等の問合せ件数は780件で、そのうち苦情は4件だったが、いずれの苦情についても迅速かつ丁寧に対応し、継続中の案件はない。 なお、電話対応に当たってはサービス向上や苦情対策等のため、通話録音システムを活用し対応力の向上に努めた。</p>	<p>○ UR都市機構との事務調整を行い、入居者へ配布する資料の見直しやUR担当者への周知を徹底したこと等により苦情件数は昨年度の15件から4件へ減少し、円滑な事業推進につなげることができた。 また、電話対応時に通話内容を録音することにより、相談内容の正確な聞きとり、トラブルの未然防止、また、情報共有(相談簿)による窓口対応力の向上を図ることができた。</p>
<p>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国へ令和8年度以降の嘱託職員1名増員の要求を行った。</p>	<p>○ 増員要求の結果、令和8年度下半期に嘱託職員1名の増員が認められ、騒音対策区域見直しに伴う業務増に向けた体制整備を図ることができた。</p>
<p>○ 国が行う地元対策等と協調した情報発信を行うため、意見交換会等の場を通じて情報発信に向けたスケジュールや機構の役割について適宜確認を行った。</p>	<p>○ 令和7年度時点では具体的なスケジュール等は示されていないが、国とのコミュニケーションを適時適切に行うことで情報を入手する基盤を構築することができた。</p>



当該年度における取組

<住宅騒音防止対策事業 相談件数>

(令和8年3月末現在)

事項	制度関係			申請関係	その他	計
	対象等の確認	防音工事	更新工事	提出書類の確認	機器修繕など	
相談	310	1	176	208	85	780
うち感謝	0	0	0	8	4	12
うち苦情	1	0	1	1	1	4

【大型家電量販店に設置したチラシ（表面）】

【大型家電量販店に設置したチラシ（裏面）】

空調機器補助制度のご案内

昭和57年3月30日以前に建てられた住宅にお住まいで、過去に航空機騒音対策として住宅防音工事を実施され、空調機器の更新(買い換え)をご検討の方へ

制度概要 (条件)

- 福岡空港周辺の**航空機騒音指定区域内での制度(空港周辺整備機構)**による防音工事や前回の更新工事で設置した空調機器であること。
- 空調機器を設置後、機構が実施した完了検査の日から起算して**10年以上経過していること。**
- 当該機器に故障や不具合が生じていること。

対象の区域 | 航空機騒音指定区域 (国土交通省告示)

対象エリア

- 福岡市博多区の一部
- 福岡市東区の一部
- 大野城町の一部
- 春日市の一部
- 太宰府市の一部
- 前原町の一部
- 志賀町の一部

事前申請

- 申請前に申請**が必要となり、審査終了後、**申請書ご自身による購入**となります。確認からの事務処理の対応をさせていただきます。
- 工事**をされた場合は**納付金**となりますので、ご注意ください。
- 申請**が完了後、申込金へ繰り込みをいたします。
- 申請時の居住人数による更新台数の制限があります。

※詳細は国土交通(騒音)もご確認ください。

手続きやお問い合わせ先等の詳細は裏面をご覧ください。

手続きについて

防音工事や更新工事で設置された空調機器が故障したため、您にご自分で交換された空調機器や、防音工事の際に、既存のものを代用機として使用していた空調機器が故障している場合も対象となります。(防音工事が更新工事後10年以上経過している場合に限りです。)

空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ

- 1 申請書
- 2 申請書受付
- 3 審査
- 4 審査結果通知
- 5 購入・受領
- 6 補助金交付
- 7 完了検査
- 8 補助金決定
- 9 補助金請求

※詳細は国土交通(騒音)もご確認ください。

本補助事業は当該指定区域の範囲内で行いますので、受付期間中であっても受付を締め切る場合があります。住宅騒音防止工事が完了後、ご希望があれば、お問合せください。

対象となる事業者

- 大型家電店(家電・空調機・防音機)
- 家電量販店(家電)
- 空調機・防音機(空調機)
- 防音機・防音機(防音機)
- 防音機・防音機(防音機)
- 防音機・防音機(防音機)
- 防音機・防音機(防音機)

※対象(工事費補助の有無)はご自身の確認等については、下記のお問合せ先までお気軽にご連絡ください。

お問い合わせ先

独立行政法人
空港周辺整備機構

〒812-0013 福岡市博多区博多駅前二丁目17番5号アークビル6階
TEL:092-472-4594 FAX:092-472-4597 E-mail:minbo@boei-fuk.jp



当該年度における取組

■ 年度計画 (2) ハ

<事務処理の効率化及び補助金交付決定事務の事務処理の短縮>

取組内容	成果、効果
<p>○ 補助金交付決定に係る事務処理を効率化・迅速化するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請受付時 受付時に不備のあった申請書については、当日中に申請者へ電話連絡し、修正内容がわかる書類を同封の上返送。 ・ 交付決定時 進捗表を作成し、申請受付から交付決定までの計画及び処理状況を職員間で随時共有することで、複数の職員での事務処理が可能となり業務の空白期間を解消し、期首と比較して処理期間の短縮などの取組を行った。 	<p>○ 申請書に不備がある場合、修正箇所を分かりやすく説明した資料を返送することで、申請者の修正に要する負担が軽減されるとともに、担当者においても、再確認時の修正箇所の把握が容易となり、交付決定までの時間が短縮された。</p> <p>さらに、進捗表の活用により、処理状況の共有・管理が可能となったことから、交付申請数 220 件全てについて、目標日数である 60 日以内に交付決定を行い（最長処理日数 49 日）、事務処理の効率化が図られた。なお、平均処理日数は 27.3 日である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過去 5 年間の最長処理日数推移 令和 3 年度 49 日 令和 4 年度 54 日 令和 5 年度 49 日 令和 6 年度 44 日 令和 7 年度 49 日 ・ 過去 5 年間の平均処理日数推移 令和 3 年度 24.3 日 令和 4 年度 26.3 日 令和 5 年度 30.0 日 令和 6 年度 27.4 日 令和 7 年度 27.3 日



当該年度における取組

【指標：更新工事交付申請に対する交付決定までの処理日数 60日以内】（令和8年3月末現在）

区 分	実 績		交付決定までの 最長処理日数	交付決定まで の日数 (平均)	達成率
	交付決定通知	交付決定 件数・台数			
更新工事①	22 件	20 台	42 日	21.0 日	100%
更新工事① (告示日後)	4 件	4 台	43 日	23.5 日	100%
更新工事②	63 件	73 台	49 日	25.1 日	100%
更新工事② (告示日後)	11 件	15 台	36 日	28.8 日	100%
更新工事③	53 件	40 台	39 日	25.7 日	100%
更新工事③ (告示日後)	46 件	53 台	36 日	36.0 日	100%
更新工事④	21 件	21 台	38 日	26.0 日	100%
合 計	220 件	226 台	最長 49 日	平均 27.3 日	100%



当該年度における取組

<事業実施／予算執行状況>

(令和8年3月末現在)

区 分	予 算 (注)		実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)
	件数・ 台数	金額 (千円)	審査結果 通知	交付 決定	金額 (千円)		
防音工事 (未実施)	1 件	1,759	0 件	0 件	0	1,759	0
防音工事 (告示日後)	1 件	1,903	0 件	0 件	0	1,903	0
更新工事①	44 台	5,408	25 台	20 台	2,438	2,970	45.1
更新工事① (告示日後)	6 台	737	4 台	4 台	462	275	62.7
更新工事②	93 台	11,432	78 台	73 台	8,044	3,388	70.4
更新工事② (告示日後)	5 台	615	15 台	15 台	1,624	△1,009	264.1
更新工事③	56 台	6,884	43 台	40 台	5,872	1,012	85.3
更新工事③ (告示日後)	67 台	8,236	55 台	53 台	6,981	1,255	84.8
更新工事④	69 台	8,481	21 台	21 台	1,587	6,894	18.7
事務費		12,327			6,923	5,404	56.2
合 計		57,782	241 台	226 台	33,931	23,851	58.7

(注1) 端数処理の関係で合計額が一致しない場合がある。

(注2) 予算については、実際の申請数を予め把握することが困難なため過去の実績等を基に算出している。



(3) 移転補償事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 移転補償事業

移転補償事業は、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的として、国からの委託契約に基づき、騒音区域（第二種区域）の指定の際に存在した建物や土地について、所有者等からの申請に基づき、その建物の移転補償や土地の買い入れを行う事業である。

今後、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、関係自治体担当者との情報共有及び効果的な広報等の取組を通じて、事業を円滑かつ着実に実施することにより空港周辺住民の生活環境改善、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくとともに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化について、重点的かつ計画的に行うこと。

【指標】

- ・ 申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内
（前中期目標期間実績* 最長処理日数 268 日）

<指標の考え方>

・ 申請者や周辺住民との合意形成を図りつつ、着実な事業の進捗のため、必要な調査期間を確保する必要があることから、前中期目標期間実績等を考慮し、同水準程度を維持するとの考えに基づき目標値を設定した。

【重要度：高】

空港周辺住民の生活基盤である住居等について、申請のあった物件の着実な移転により、移転申請をした住民の生活環境の改善に資すること、また、25 年閣議決定において、業務の民間委託に向けて業務の適正かつ円滑な実施を確保するとされていることから重要なものであるといえる。

【中期計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として次のとおり取り組む。

地域と空港の共生に貢献するため、測量等の調査や申請者との契約交渉などのスケジュール管理、事務処理の効率化により契約締結までの日数の短縮を最大限図る。

また、出資者である国及び関係自治体との情報共有、自治体広報誌への事業案内の掲載や窓口でのパンフレット等の配布による効果的な広報、移転補償にかかる各種相談への対応により、円滑かつ着実な事業の実施を図る。

さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備え、国が行う地元対策を見ながら、滑走路増設事業の進捗に合わせた具体的な手順等を明確にした上で、計画的に情報発信及び事務処理の効率化に向けた取組の強化を行う。

（指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内）



中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

(3) 移転補償事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点を踏まえ、契約締結までの日数短縮を最大限図り、円滑かつ着実に事業を実施するため、次のとおり取り組む。

イ 土地の測量や建物等調査、不動産鑑定評価、申請者との打合せや契約協議等のスケジュール管理を徹底し、契約締結までの日数短縮に取り組むとともに、各種調査の集中的な発注等により事務処理の効率化を図る。

ロ 国及び関係自治体との情報共有並びに自治体広報誌への事業案内の掲載や公共施設窓口での事業パンフレット配布、移転補償跡地のフェンスを利用した横断幕（事業案内）及びホームページ等による広報について引き続き実施する。

さらに、騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、今後、国が行う地元対策等と協調し国を始めとする関係機関との協議等を実施した上で、移転補償事業に関する広報について、より具体的な施策と施策実行の結果に対応する体制の整備について検討を進めていく。また、引き続き、相談受付業務の効率化について検討・検証を行う。

ハ 移転補償対象物件の照会や移転補償にかかる各種相談へ適切に対応するほか、相談者の状況に応じて訪問による対応も視野に入れた、より丁寧な対応を心がける。また、申請者の利便性や理解に資するよう、必要に応じ移転補償手続を解説した資料（「しおり」等）の見直し等を適時行う。（指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内）

当該年度における取組

■ 年度計画 (3) イ

<事業の実施状況、スケジュール管理の徹底及び事務処理の効率化>

取組内容	成果、効果
<p>○ 全 7 件の申請については、機構が実施する測量等作業の進捗管理及び申請者が実施する建物・工作物の撤去作業に関して、申請者と連絡調整を密に行い、円滑かつ効率的に事業を実施した。</p> <p>○ 申請事案が円滑に進むよう、予め申請者とのスケジュール調整を密に行い作成した個別のスケジュール表を活用するとともに、測量・建物等調査・不動産鑑定について集中的な発注を行い、事務処理の効率化に引き続き取り組んだ。</p>	<p>○ 機構発注調査等に伴う申請者との連絡調整や現場立会のほか、申請者による建物等撤去工事の打合せ等の機会を利用して、申請者と進捗状況の確認、調整を行い、着実に事業を進めた。なお、令和 8 年 2 月までに申請者都合により取り下げとなった 1 件を除いた 6 件全ての契約、及び土地の所有権移転を完了した。</p> <p>○ 個別のスケジュール表に基づき、契約締結までに必要なスケジュール管理を徹底し、作業を迅速かつ適切に対応することにより、測量等調査開始から契約締結までの日数については、申請件数 6 件の全てにおいて目標日数の 270 日以内に完了することができた。（最長処理日数 230 日、平均処理日数 205 日）</p>



当該年度における取組

【指標：申請後の測量等の調査開始から契約までの日数 原則 270 日以内】

	実績件数	原則 270 日以内	例外物件※	達成率	備考
令和 7 年度	6 件	6 件(平均 205 日)	0 件	100%	

※例外物件とは財務省との取得協議手続を必要とする物件

<事業実施／予算執行状況>

(令和 8 年 3 月末現在)

契 約 区 分	予算			実績			予算残額 (千円)	執行率 (%)
	件 数	土地面積 (㎡)	金額 (千円)	件 数	土地面積 (㎡)	金額 (千円)		
現 年	土地の買入れ	7		6			409,008	72.5%
	うち建物等の移転補償	1	4,732.17	1	4,427.67	1,078,300		
翌年度へ繰越		—	—	—	—	—		
移転補償事業計		7	4,732.17	6	—	1,078,300	409,008	72.5%

(注 1) 面積は土地取得分のみの表記。

(注 2) 現年については、前年度からの繰越額を含む。

(注 3) 予算の土地面積は土地の登記簿の数値、実績の土地面積は実測値。

(注 4) 管理勘定への繰入は含まない。

(参考) 移転補償実績

全体面積	対象面積 (※)	S49~R7 買入実績	実績率
144.6ha	142.31ha	90.11ha	63.3%

※H28~R3 九州地方整備局による買入実績を除く



当該年度における取組

■年度計画 (3) ロ

<広報等の実施、計画的な情報発信及び騒音対策区域の見直しに伴う業務増の備え>

取組内容	成果、効果
<p>○ 事業案内について、これまでも実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、例年事業対象区域の公民館、共同利用会館へ事業案内チラシを随時設置している。令和7年度においては、申請手続きがより分かりやすくなるよう内容を整理した新しいチラシを作成した上で、継続した広報活動に取り組んだ。</p> <p>○ 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第4期中期目標期間より実施を継続して、令和6年度までに10箇所を設置を行っている。令和7年度はさらなる広報活動の強化として、これに加えて、新たに3箇所を選定し追加設置を行った。</p> <p>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、今後、国が行う地元対策等と協調し国を始めとする関係機関との協議等を実施した上で、移転補償事業に関する広報について、より具体的な施策と施策実行の結果に対応する体制の整備について検討を進めた。</p> <p>また、今後見込まれる業務増加量を定量的に把握するため、移転補償対象となる土地について、機構が保有する情報や現地で見視調査を実施した結果を基に絞り込み、今後の申請見込件数を算出した。</p>	<p>○ 新しいチラシを作成し公民館等へのチラシの設置、自治体広報誌への事業案内の掲載、及び横断幕の設置による継続的な広報活動に加え、さらなる広報活動の強化として横断幕の追加設置（令和4年度3箇所、令和5年度3箇所、令和6年度4箇所、令和7年度3箇所）を実施した結果、令和7年度における移転補償事業に関する照会は32件（15件が対象うち4件が申請）となっており、継続的かつ広報活動強化の効果が得られた。（申請件数：令和4年度3件、令和5年度7件、令和6年度8件、令和7年度4件）</p> <p>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増の分析及び大阪航空局ならびに福岡国際空港株式会社への事業承継に向けた準備として、令和7年度より大阪航空局との定期的（2ヶ月に一度を目安として）な意見交換を開始した。R7.6、R7.8、R7.10、R7.11、R8.1、R8.3の計6回実施し現年事業の進捗を始め、事業承継に備えるべく業務増への対応等について意見交換を行った。また、機構廃止を見据えながら事業承継に向けた課題の洗い出しを国と機構それぞれで行った上で、両者による課題対応の進捗状況確認表を作成し、想定される課題を早期に共有出来る体制を構築した。</p> <p>併せて、意見交換の際に、福岡県・福岡市の広報媒体を活用した新たな広報手段を提案し、実施可能なツール・媒体を含め、対象地域の住民への分かりやすい情報発信のあり方について検討を開始した。</p> <p>また、業務増加量の把握のため算出した申請見込件数を意見交換会で共有し、今後の業務増に対応した人員体制の検討に必要な根拠データを整備した。</p>



当該年度における取組

取組内容	成果、効果
<p>○ 騒音対策区域の見直しに伴う業務増に備えるため、国へ令和8年度以降の嘱託職員1名増員の要求を行った。</p>	<p>○ 増員要求の結果、令和8年度下半期に嘱託職員1名の増員が認められ、騒音対策区域見直しに伴う業務増に向けた体制整備を図ることができた。</p>

【広報チラシ設置状況】



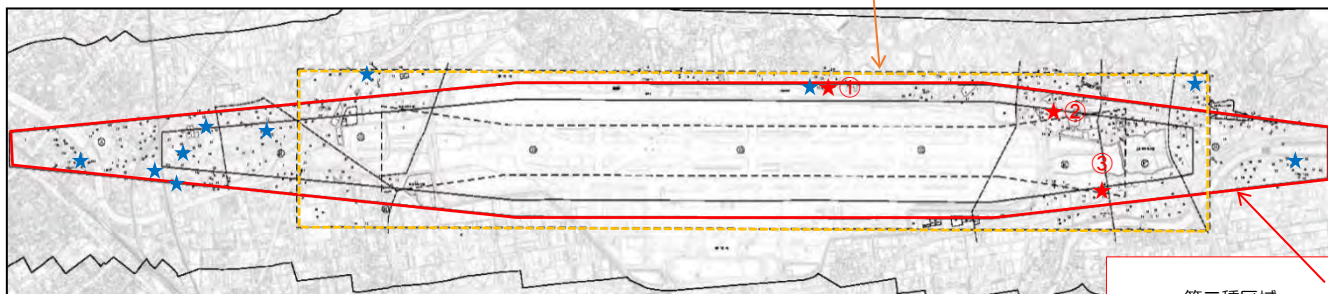
当該年度における取組

【横断幕追加設置状況（跡地3箇所へ追加設置）】

横断幕設置位置図 <★>追加設置 <★>既存

みなし第二種区域
(破線・橙)

(令和8年3月末現在)



第二種区域
(実線・赤)

【追加設置状況（3箇所）遠景】

【追加設置状況（3箇所）近景】





当該年度における取組

■ 年度計画 (3) ハ

<各種相談への対応及び申請者の利便性の向上>

取組内容	成果、効果
<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度に引き続き、登記簿情報(約 6,000 件)のデータベースを用いて、移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。今年度は、相談受付業務のさらなる効率化に向けた検討を行い、相談対応簿の見直しを行うとともに、受付後の課内決裁時の起案様式と統合を行った。 ○ 申請者の利便性や理解に資するよう、移転補償手続きを解説した資料(移転補償の「しおり」、「ホームページ」)の見直しを行い、申請者に対して、より分かりやすく正確な情報発信に努めた。 ○ 移転補償事業にかかる各種相談(申請、境界確定、建物撤去など)について、引き続き迅速かつ適切に対応した。特に移転補償希望者には、移転補償手続き(制度説明、書類の作成含む)などの説明を、より丁寧に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談受付業務の効率化に向けて、より迅速かつ正確な受付業務を行うため、相談対応簿の見直し(相談受付に必要となる情報の項目を対応簿内に明確化)を行うとともに、主たる受付担当者が不在時でも受付可能な体制を構築した。あわせて、相談内容や区域判定などの情報を当該対応簿で容易に整理・把握できるように改善した結果、当該相談の処理(受付が可能か否かの確認等)をより円滑に行うことが可能となった。これにより、業務効率化を図ったとともに、相談者への回答時間短縮にも寄与した。 ○ 申請者(相談者)に対して、より分かりやすい内容にすることを目的として「移転補償のしおり」見直し及びそれに付随する「ホームページ」掲載の見直しを迅速に行った結果、申請者の誤認識等の未然防止に資することができた。 ○ 令和 7 年度における移転補償事業に関する照会は 32 件であり、うち 15 件が事業対象であったため、移転補償手続きの制度説明や申請手順について懇切丁寧に対応した結果、そのうち 4 件が移転補償を希望する意向が示され、申請を受け付けた。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

【相談対応簿兼起案様式】

起案及び移動補償申請相談対応簿		機密性		機密性2		機密性3		機密性4	
起案番号	種別	申請者	保存期間	20年	10年	5年	1年	起案日	起案月
起案	告知	年 月 日	告知	年 月 日	履行	告知	年 月 日		
(件 名)									
申請相談に対する回答について									
標記の件について、 <input type="checkbox"/> 書意のとおり回答してよろしいか。 <input type="checkbox"/> 下記のとおり回答しましたので報告します。 <input type="checkbox"/>									
担当者	課長	課長代理	主任補佐専門員	補佐専門員	職員	副官	私取/申込		
専決									
日時	令和 2 年 9 月 11 日 ()							電話	<input type="checkbox"/> 窓口
相談者	氏名	() 性							
	Tel.	<input type="checkbox"/> 自宅	<input type="checkbox"/> 携帯						
相談地	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ②								
目的	<input type="checkbox"/> 移動補償申請 <input type="checkbox"/> 区域の確保 <input type="checkbox"/> 制度について <input type="checkbox"/> その他()								
移動補償申請告知の経緯	<input type="checkbox"/> HP <input type="checkbox"/> サラシ <input type="checkbox"/> 広報誌 <input type="checkbox"/> 標識等 <input type="checkbox"/> その他()								
例) 現在、所有している土地について移動補償を受けられるか確認したい。 例) 移動補償を検討されている土地の概要が分かれれば教えてください。 例) 博多区立宅地二丁目〇〇〇、博多区立宅地二丁目〇〇〇の2件である。 例) 移動補償の区域に入っているかどうか一旦お調べいただけますか。 例) 現在、お宅に土地の登記簿(簿籍)があればお持ちでしょうか。 例) 以前、取得したものがありませんか。 例) その他をA5宛メールで送っていたらご対応でしょうか。 例) 承知した。(FAX番号をお伝えした) 例) では、お送りいただきました登記簿におお調べさせていただきます。後日ご連絡させていただきます。									

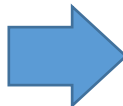
①	【情報資料】 <input type="checkbox"/> ブルマップ <input type="checkbox"/> プロット図 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 航空写真 <input type="checkbox"/> 右側/左側(建築業-50頁) <input type="checkbox"/> その他(Google MAP)																
②	問い合わせ先(住所) <table border="1"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 2階</td> <td>昭和48年11月24日</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 3階</td> <td>昭和48年11月24日(みなし2階に重なっている為)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 4階</td> <td>昭和48年11月24日</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 5階</td> <td>昭和48年11月24日(みなし2階に重なっている為)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 6階</td> <td>昭和48年11月24日</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 7階</td> <td>昭和48年11月24日</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 8階</td> <td>昭和48年11月24日</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 9階</td> <td>昭和48年11月24日</td> </tr> </table> 注) 区域のみ回答する場合 確認事項(1)回答日	<input type="checkbox"/> 2階	昭和48年11月24日	<input type="checkbox"/> 3階	昭和48年11月24日(みなし2階に重なっている為)	<input type="checkbox"/> 4階	昭和48年11月24日	<input type="checkbox"/> 5階	昭和48年11月24日(みなし2階に重なっている為)	<input type="checkbox"/> 6階	昭和48年11月24日	<input type="checkbox"/> 7階	昭和48年11月24日	<input type="checkbox"/> 8階	昭和48年11月24日	<input type="checkbox"/> 9階	昭和48年11月24日
<input type="checkbox"/> 2階	昭和48年11月24日																
<input type="checkbox"/> 3階	昭和48年11月24日(みなし2階に重なっている為)																
<input type="checkbox"/> 4階	昭和48年11月24日																
<input type="checkbox"/> 5階	昭和48年11月24日(みなし2階に重なっている為)																
<input type="checkbox"/> 6階	昭和48年11月24日																
<input type="checkbox"/> 7階	昭和48年11月24日																
<input type="checkbox"/> 8階	昭和48年11月24日																
<input type="checkbox"/> 9階	昭和48年11月24日																
③	① 3階 → <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 告示日時点の用途: 宅建 <input type="checkbox"/> 告示日時点の用途() 告示日時点の用途() 告示日時点の用途() 注) 所有権以外の権利(居住用・借家等)が付与されている場合には2階迄半建を必要とする。 所有権以外の権利 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()																
④	① 無 <input type="checkbox"/> 有 () 平成 年 月 日新築 <input type="checkbox"/> 告示日以前建物 <input type="checkbox"/> 2階(構造)は案内 → <input type="checkbox"/> 3階(構造)は案内 → <input type="checkbox"/> 告示日以前建物 → <input type="checkbox"/> 告示日以前 →																
注) 所有権以外の権利(居住用・借家等)が付与されている場合には2階迄半建を必要とする。 所有権以外の権利 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()																	
告示日時点の用途() 告示日時点の用途() 告示日時点の用途() 告示日時点の用途() 告示日時点の用途() 告示日時点の用途() 告示日時点の用途() 告示日時点の用途() 告示日時点の用途()																	

当該年度における取組

<国との連携・地域住民の生活環境改善へ資する取組>

取組内容	成果、効果
<p>○ 令和6年度に実施した防草用アスファルト舗装について、雑草の生え具合及び公道(歩道)への飛び出し状況を、国(福岡空港事務所)で確認を行った。その結果、雑草の公道飛び出し抑制効果が高く、また、地元からも好評を得ていることもあり、令和7年度においても、引き続き買い入れた土地の公道沿い部分約2m範囲へアスファルト舗装を施工することとし、令和7年度フェンス工事箇所3箇所のうち2箇所への防草用アスファルト舗装を施工した。</p>	<p>○ 令和7年度は、フェンス工事箇所3箇所のうち2箇所への防草用アスファルト舗装を施工し、昨年度に引き続き、国への引き渡し後の跡地管理(除草)上の効率化や、地域の環境改善に資する対策(雑草予防)に寄与できた。</p>

アスファルト施工直後(R7.3)



施工半年後の雑草状況(R7.9)



①【防草用アスファルト舗装・施工状況(月隈一丁目)】



②【防草用アスファルト舗装・施工状況(立花寺二丁目)】





(4) 緑地造成事業

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 緑地造成事業

緑地造成事業は、騒音区域（第三種区域）において、航空機騒音障害の緩和による生活環境の改善を目的とし、移転補償事業により国が取得した土地について、国からの委託契約に基づき緩衝緑地帯の整備を行う事業である。

今後も、騒防法に基づく国からの委託事業として、地域と空港の共生に貢献する観点から、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していくこと。

【中期計画】

(4) 緑地造成事業

騒防法に基づく国からの受託事業として、地域と空港の共生に貢献するため、航空機騒音障害の緩衝帯である緑地造成について、事務処理の効率化等を図り、事業を着実に推進していく。

【年度計画】

(4) 緑地造成事業

次の取組を行い、事業を着実に推進する。

移転補償事業により取得した土地約 0.1ha について事務処理の効率化を図りつつ、造成・植栽を確実に実施する。

当該年度における取組

■ 年度計画 (4)

<事業の実施状況>

取組内容	成果、効果
○ 国が買収した移転補償跡地について、国からの委託を受け、年度計画どおり約 0.1ha（1箇所 677㎡）の造成・植栽を着実に実施した。	○ 緩衝緑地帯を整備することで、緑地が持つ騒音及び排気ガスの低減・緩和機能や修景機能により、周辺住民の生活環境の改善に寄与することができた。なお、本緩衝緑地帯の整備の一環として設置する予定であった LED 灯の納期が 2027 年の蛍光灯の廃止に伴い全国的に遅延しており、当年度内に工事完了することが困難な状況であることが判明した。そのため、速やかに委託元である国と協議を行った上で、翌年度（R8.7 末）への翌債手続きを行い、当該 LED 灯の設置についても迅速かつ確実な工事完了を担保することができた。

【参考】福岡空港周辺における緑地等において、開放型の公園等については自治体が整備している。機構が整備する緑地は周辺住民から治安・管理に対する要望も踏まえ、国との委託契約に基づき閉鎖型として整備を進めている。



当該年度における取組

<事業実施／予算執行状況>

(令和8年3月末現在)

区 分	予 算			実 績			予算残額 (千円)	執行率 (%)	備 考
	件数	面積 (ha)	金額 (千円)	件数	面積 (ha)	金額 (千円)			
緑地造成事業	1	0.1	18,535	—	—	1,624	1,415	92.4%	2027年の蛍光灯廃止に伴うLED灯納期遅延のため
翌年度へ繰越	—	—	—	1	0.1	15,496			
緑地造成事業計	1	0.1	18,535	1	0.1	17,120	1,415	92.4%	R8.7未完了予定

(注1) 管理勘定への繰入は含まない。

(注2) 「翌年度へ繰越」については、令和8年度に執行見込みであるため、執行率に含める。

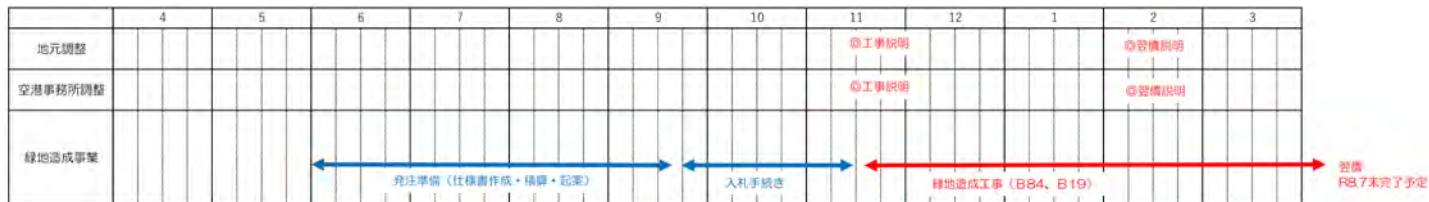
<事務処理の効率化及び確実なスケジュール管理>

取組内容	成果、効果
○ 工事工程の進捗状況の把握を常に行い、スケジュール管理を的確に行った。	○ 受注者側と工事工程の進捗状況の共有を密に行った結果、LED灯の納期遅延に伴う翌債手続きや、工事の工期延伸手続き等、迅速かつ確実に実施することができた。なお、翌年度においても引き続き、本緩衝緑地帯に植栽する樹木など、設計上の品質・状態を如何に確保するかについて、受注者側と共有するとともに進捗管理を徹底することで、事業を確実に実施する。



当該年度における取組

○緑地造成事業年間実施状況

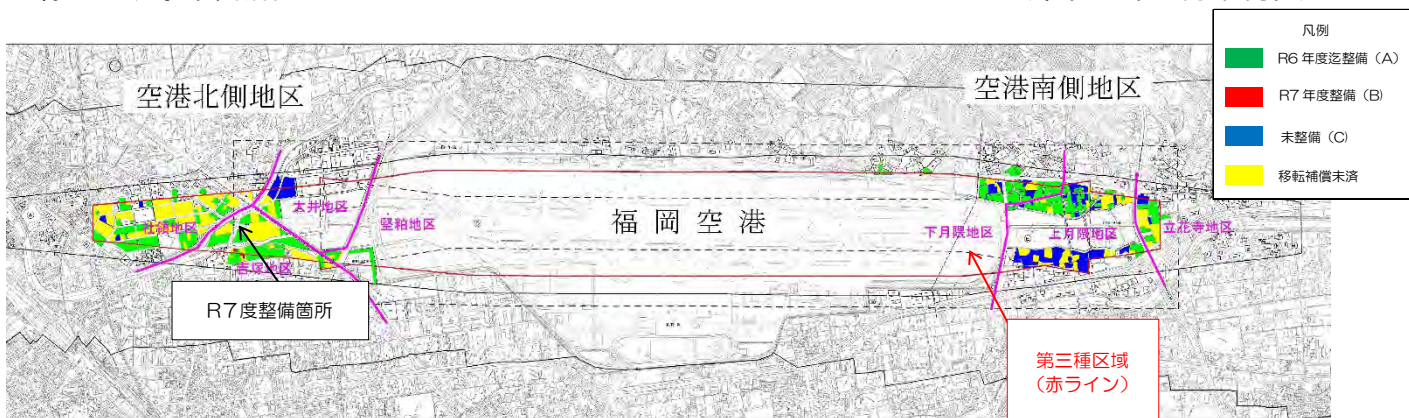


(注) 1マスが約1週間

【参考】

緑地造成事業箇所図

(令和8年3月末現在)



(参考) 緑地造成実績

(単位：ha)

移転補償跡地 面積(Q)※	緑地整備面積		合計 (A+B)	進捗率 (令和7年度迄) (A+B)/(Q)	緑地未整備面積 (C)=(Q)-(A+B)
	令和6年度迄(A)	令和7年度(B)			
27.67	19.71	0.07	19.78	71.3%	7.89

※ 移転補償跡地面積(Q)は、令和7年度までに買入れした移転補償跡地全体面積から、緑地整備対象外である2種区域及び公園や再開発整備等に利用されている面積を除いた値。

※ 令和7年度緑地整備面積(B)は、令和7年度に主工事が完了していることから、翌年度繰越分も含める。

【緑地整備進捗状況】



整備箇所：福岡市東区（R8.7未完了予定）



(1) 業務改善の取組 ①業務運営の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図ること。

【中期計画】

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員への機構の事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程についても組織内のイントラネットで閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。

【年度計画】

(1) 業務改善の取組

① 業務運営の効率化

現体制の下、人材の確保・育成、技術の承継により組織を一層活性化するとともに、将来の事業見込み等にも留意しつつ更なる業務の見直しを行い DX の推進等による効率的な事業執行を図る。

イ 人材の確保については、出向元である国、福岡県及び福岡市との綿密な人事調整を行い、空港周辺環境対策事業の円滑な運営に必要な専門的能力及び知識を有する役職員を確保する。

ロ 外部講師による研修の実施や外部研修への参加等（オンライン研修・eラーニングを含む。）により、職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図る。

ハ 出向元である国、福岡県及び福岡市から新たに配属された職員に対して機構の使命や役割を一人一人に浸透させるため、事業全体像についての研修の開催や、最新の規則規程類、会議資料や研修資料についても組織内のイントラネット（情報共有サイト）で閲覧できる状態にし、効率的に知識、情報及び技術を承継していく。



当該年度における取組

■年度計画 (1) ①

<業務運営の効率化>

- DX の推進による効率的な事業執行を図るため、理事長を長とする DX 推進検討委員会を設置し、組織横断的に DX 推進に向けた取組についての検討を行った結果、Microsoft365 の導入に伴い利用可能となった生成 AI、Teams、Forms 等を積極的に活用する方針を早期に決定した。
生成 AI の活用にあたっては、情報セキュリティ上のリスク評価を適切に実施した上で、利用ルールを制定し、全役職員が利用できる環境を整備した。
これにより、文書作成や情報整理など日常業務全般において業務効率化が図られた。特に、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について記載した事業の成果（レポート）の作成において、生成 AI を活用することで、業務時間の大幅な短縮につながった。
- 機構ホームページの移転補償事業に係る記載内容について、より分かりやすくなるよう見直したことにより、移転補償の対象範囲や条件、補償内容、手続きの流れに関する理解の向上が図られた。あわせて、必要な申請書をホームページに掲載し、申請前に必要な書類や情報を確認できるようにしたことで、利用者の利便性向上にも寄与できた。

■年度計画 (1) ①イ

<国（航空局）、福岡県及び福岡市との人事調整>

- 事業運営に必要な専門的能力及び知識を有する人材を確保するため、出向元である国（航空局）及び地方自治体（福岡県・福岡市）と、適時人事調整を行った。
- 業務運営の効率化及び業務の質の向上を図るため、専門職種の職員が組織内の連携の一環として他課の工事における積算業務にアドバイスを行う等、各事業に専門職種の技術力や知見を有効に活用した。



当該年度における取組

■年度計画 (1) ①口

- <外部講師等による研修の実施や外部研修への参加（オンライン研修・eラーニングを含む。）>
 ○ 職員の育成を促進し、効率的な業務運営、組織の活性化を図るため、オンライン・eラーニング・講義形式による研修を実施した（後述の内部研修、内部統制研修、情報セキュリティ研修のとおり）。
 また、職員のスキルアップと意識改革を図るため、各種外部研修への積極的な参加を促し、以下の外部研修に参加した。

[外部研修 (15)] 研修名の欄：●オンライン研修 ▲eラーニング研修

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	令和7年度行政の玄人研修	福岡市	7/9
2	●法令の読み方	福岡県	8/4
3	●カスハラ対策が義務化へ：従業員と会社を守るための対策とは？	AIG損害保険株式会社	8/5
4	令和7年度基本研修「係長」	福岡県	8/5～8/6
5	●令和7年度情報公開・個人情報保護・公文書管理制度の運用に関する研修	総務省	8/13-8/15
6	令和7年度職場体験研修	福岡市	9/11
7	●企業を守る適正な指導とリスク対策	AIG 損害保険株式会社	10/7
8	●地方総務課長等講習会	国土交通省	10/16～10/17
9	令和7年度航空行政研修	国土交通省	10/20～10/24
10	●職場で起きる「伝わらない・かみ合わない」を防ぐ～AI時代にこそ大切にしたいコミュニケーション	(株)インソース	12/16
11	●令和7年度第2回監事向け研修会	総務省	1/19
12	●令和7年度 公的部門におけるDX研修	総務省	1/27
13	●個人情報保護法及び番号法に基づく監視・監督等に関するオンライン研修	個人情報保護委員会	2/6
14	●階層別マネジメント研修（係長級）	国土交通省	2/16
15	●階層別マネジメント研修（課長・課長補佐級）	国土交通省	2/16



当該年度における取組

■年度計画 (1) ①ハ

<効率的な知識、情報及び技術の承継>

- 新たに配属された職員を対象に、新規採用職員研修を実施した。

[内部研修 (3)]

No.	研修名	期間	参加人数
1	新規採用職員研修	4/23	9人
2	新規採用職員研修	9/12	3人
3	新規採用職員研修	11/20	1人

- 機構内イントラネット掲示板を活用し、全職員共通の情報として研修・委員会資料、規程類など、利用価値の高い情報の共有を行い、全職員が閲覧可能とすることで職員のスキルアップへつなげるなど、業務の質の向上を図った。

また、業務資料として、最新版の業務フローチャート・リスク管理表等を共有し、トップページからワンクリックで常時アクセスできるよう構築しており、業務の利便性を向上させている。なお、この掲示板については逐次内容の更新や改善を行っている。

【機構内イントラネット掲示板】

独立行政法人空港周辺整備機構 イントラ掲示板 最終更新 2026.03.31

【重要】情報セキュリティの概要版

お知らせ

- 【重要】 [コンプライアンス特集](#)
- 【重要】 [勤務制度関連（Q&A含む）](#) R8.1.19
- 【重要】 [内部通報制度/内部通報制度 R8.4.1.pdf](#) 更新R8.3.30
- R7.6.3 [マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について](#)
- R7.5.7 [メンタルヘルス相談窓口について](#)
- R7.4.8 [相談員（セクハラ等）の指名について](#)
- R8.6.3 [公文書管理e-ラーニング受講のお願い](#)
- R8.5.16 [全国安全週間の実施について](#)

資料等

- [業務フロー・リスク管理表 常に最新（R8.3.11版）](#)
- [規程類目次](#) 更新R7.3.31
- [各種職員研修資料](#) 更新R8.4.25
- [内部統制委員会および関連資料](#) 更新R8.3.19
- [情報セキュリティ委員会および関連資料](#) 更新R8.3.16
- [リモートデスクトップ関連資料](#) R8.11.7
- [調達等合理化計画/まか入札・契約関連情報（HPへリンク）](#)
- [財務諸表等（HPへリンク）](#)
- [承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表](#) 追加R8.3.31
- [法人文書のデジタル化推進計画](#) 追加R5.5.23
- [法人文書の保存（背表紙・フォルダのルール）](#) 追加R5.7.1
- [作業工程表、デジタル化推進計画、文書管理規程等改定説明会](#) 追加R5.7.13
- [DX推進に向けた取組について](#) 更新R8.3.31
- [生成AIの利活用等ルールについて](#) 新規R8.3.31

リンク

- [起案簿（令和7年度）](#)
- [座席表](#) 更新R7.10.1
- [当面のスケジュール](#) 更新R8.3.19
- [データ交換用フォルダ](#) ご自由にお使いください



(1) 業務改善の取組 ②事業費の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で3%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、事業執行方法の改善等を通じて効率化を推進し、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で3%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

② 事業費の効率化

事業費（再開発整備事業、住宅騒音防止対策事業、移転補償事業、緑地造成事業に係る所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取組も含む）

- 前中期目標期間の最終年度（令和4年度）に対する効率化対象の予算額の削減率は、以下のとおり。

第5期中期目標期間における事業費の推移

（単位：千円）

事業名／年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	
事業費	1,014,734	821,698	821,698	1,438,858	1,640,080	1,462,073	2,072,921	
効率化対象	13,974	13,055	13,055	13,011	13,011	13,544	13,544	
内訳	再開発整備	491,307	445,885	445,885	454,140	495,706	505,922	505,830
	効率化対象	1,071	1,071	1,071	1,071	1,071	1,089	1,089
	住宅騒音	43,131	52,762	52,762	99,339	80,052	55,463	57,782
	効率化対象	7,670	7,411	7,411	7,411	7,411	7,926	7,926
	移転補償	455,450	296,304	296,304	856,972	1,030,678	856,972	1,487,308
	効率化対象	4,670	4,010	4,010	3,966	3,966	3,966	3,966
	緑地造成	21,380	23,281	23,281	24,941	30,178	40,250	18,535
	効率化対象	563	563	563	563	563	563	563
	業務外支出	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466	3,466
効率化対象	0	0	0	0	0	0	0	
効率化対象実績額	10,682	11,261		10,075		11,008		
対4年度比（増減割合）		▲6.5%	▲6.5%	▲6.8%	▲6.8%	▲3.0%	▲3.0%	

（注1）管理勘定への繰入は含まない。

（注2）移転補償事業の令和6年度及び令和7年度予算額には前年度からの繰越を含む。

（注3）緑地造成事業の予算額には、令和7年度予算から令和8年度予算への繰越を含む。

（注4）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

（注5）効率化対象実績額は、各事業費に係る所要額計上を必要とする額を除く。

（注6）効率化対象が増減割合の比較対象である。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

実績値（当該項目に関する取組も含む）

（参考）事業費の執行率

○ 当年度における各事業の執行率は以下のとおり。

（単位：千円）

事業名/年度	令和7年度		
	予算額	実績額	執行率
再開発整備事業	505,830	530,471	104.9%
住宅騒音防止対策事業	57,782	33,931	58.7%
移転補償事業	1,487,308	1,078,300	72.5%
緑地造成事業	18,535	1,624	8.8%
業務外支出	3,466	3,456	99.7%
合計	2,072,921	1,647,782	79.5%

（注1）管理勘定への繰入は含まない。

（注2）移転補償事業の予算額及び実績額には前年度からの繰越を含む。

（注3）緑地造成事業の予算額には、令和7年度予算から令和8年度予算への繰越を含む。

（注4）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

2. 業務運営の効率化に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 業務改善の取組 ③一般管理費の効率化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度比で9%程度に相当する額を削減すること。

【中期計画】

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最後の事業年度において、前中期目標期間の最終年度（令和4年度）比で9%以上に相当する額を削減する。

【年度計画】

③ 一般管理費の効率化

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）については、中期計画で定められた削減率を達成すべく、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努める。

実績値（当該項目に関する取組も含む）

- 前中期目標期間の最終年度（令和4年度）に対する効率化対象の予算額の削減率は、以下のとおり。

第5期中期目標期間における一般管理費の推移

（単位：千円）

事業名／年度	令和4年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額	計画額	予算額
一般管理費	69,349	68,687	68,687	78,472	78,472	68,847	71,836
効率化対象	68,150	67,488	67,488	71,861	71,861	62,016	62,016
効率化対象実績額	59,687	62,383		64,658		56,567	
対4年度比（増減割合）		▲0.9%	▲0.9%	5.5%	5.4%	▲9.0%	▲9.0%

（注1）管理勘定への繰入は含まない。

（注2）端数処理の関係で合計が合致しない場合がある。

（注3）効率化対象実績額は、人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。

（注4）効率化対象が増減割合の比較対象である。

（参考）一般管理費の執行率

- 当年度における一般管理費の執行率は以下のとおり。

（単位：千円）

年度	令和7年度		
	予算額	実績額	執行率
物件費	71,836	58,963	82.1%



(1) 業務改善の取組 ④契約の適正化・調達の合理化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行うこと。また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において明確化し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施すること。

【中期計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

【年度計画】

④ 契約の適正化・調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、契約の適正化を推進し、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、外部有識者等による契約監視委員会を活用するとともに、「令和7年度調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を明確化した会計規程等を遵守し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。なお、新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、機構内に設置する入札及び契約事項審査会による事前点検を行う。

調達等合理化計画においては、一般競争入札等の競争性のある契約について、これまでの取組の効果検証を進めつつ、仕様書や、入札説明書、入札参加資格要件等の継続的な見直しを実施し、競争性・透明性が確保されるよう取り組む。



当該年度における取組

- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（総務大臣決定、平成 27 年 5 月 25 日）に基づき、令和 7 年度においても、調達等合理化計画を策定し、同計画に沿った取組を実施した。

1. 「調達等合理化計画」に基づき、令和 6 年度と令和 7 年度に締結した契約の状況

契約区分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(85.7%) 12 件	(93.0%) 103,042	(93.3%) 14 件	(96.8%) 176,651
企画競争・公募	(0%) 0 件	(0%) 0	(0%) 0 件	(0%) 0
競争性のある契約 (小計)	(85.7%) 12 件	(93.0%) 103,042	(93.3%) 14 件	(96.8%) 176,651
競争性のない随意契約	(14.3%) 2 件	(7.0%) 7,784	(6.7%) 1 件	(3.2%) 5,807
合計	(100.0%) 14 件	(100.0%) 110,826	(100.0%) 15 件	(100.0%) 182,458

(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

2. 競争性のない随意契約の状況

令和 7 年度における競争性のない随意契約は、次のとおり。

- ① 事務所共益費（水道・ガス料金）

3. 一者応札・一者応募に係る状況

年度	一者応札・応募／競争性のある契約	割合
令和 7 年度	3 件 / 14 件	21.4%

(注) 一者応札・応募の 3 件は、一般競争入札による工事及び役務契約



当該年度における取組

4. 令和7年度「調達等合理化計画」に係る取組内容及びその効果

■ 重点的に取り組む分野

(1) 施工箇所等の取りまとめ

同業種の工事や業務委託等については、発注時期を勘案した上で、施工箇所が複数に点在していても関係者に不利益とならない範囲で一括発注とすることにより合理的な調達実施に取り組んだ。なお、一括発注の判断は、発注課において検討した結果を、入札及び契約事項審査会において確認することにより行った。

【事例1】福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務

7箇所 に点在する対象地を一括発注することにより、入札参加者は3者、予定価格9,190千円に対し落札価格3,300千円（落札率35.9%）となった。

【事例2】福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務

7箇所 に点在する対象地を一括発注することにより、入札参加者は9者、予定価格5,287千円に対し落札価格1,507千円（落札率28.5%）となった。

(2) 仕様書、入札説明書、入札参加資格要件及び公告期間の継続的見直し

一般競争入札については、仕様書に業務内容を可能な限り具体的に記載して入札参加に必要な情報を提供することにより、入札案件の競争性、公平性及び透明性を高め、新規事業者の参入促進に取り組んだ。

また、既存のルールを遵守しつつ、同業種区分内で複数の等級を対象とする入札参加資格要件（ランク）の緩和を行うとともに、業務内容や規模に応じて公告期間を十分確保することにより、競争性の確保に取り組んだ。

【事例1】福岡空港周辺における移転補償事業に係る地積測量図作製等業務

予定価格に対応する入札参加資格要件がC等級相当であったが、競争性を高めるためD等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した3者中3者がD等級であった。

【事例2】福岡空港周辺における移転補償事業に係る土地履歴調査業務

予定価格に対応する入札参加資格要件がA等級相当であったが、競争性を高めるためB等級も加えて入札を行ったところ、入札に参加した者9者中3者がB等級であった。

さらに、従前より全ての入札説明書交付申請者に対しアンケートを依頼し、入札参加を見送った者の回答を中心に、入札参加資格要件や公告期間等の適切性を検証し、必要に応じて次回以降の発注時に反映させることとしている。

(3) 建設工事の発注における余裕期間制度の活用

建設工事の発注に当たっては、他の受注業務との工期の重複や作業員を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、余裕期間制度（※）を積極的に活用し、受注者がより柔軟な工期を設定できるようにした。

（※）工期の30%を超えず、かつ、4ヶ月を超えない範囲内で余裕期間を設定して発注し、工事の始期（工事開始日）もしくは終期（工事完了期限日）を発注者が指定、または、受注者が選択できる制度。

当機構では「任意着手方式」を採用し、当機構が示した工事着手期限までの間で、受注者が工事の始期を選択する方法とした。

令和7年度に一般競争入札により発注した緑地造成事業に係る建設工事において余裕期間制度を適用し、その結果、一者応札となった案件はなかった。



当該年度における取組

(4) 建設工事における技術者配置要件の緩和

他の受注業務との工期の重複や現場技術者を確保できないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省の通達に基づき、特定の要件を満たす場合に限り、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する営業所専任技術者が現場技術者を兼務できるようにした。

その結果、令和7年度に一般競争入札により発注した建設工事全ての案件においては、入札参加者のいない案件はなかった。

(5) 測量及び設計業務における技術者要件の緩和

緑地造成事業に係る測量及び設計業務において、管理技術者及び照査技術者の要件に適合しないことによる入札参加の見送りを防止するため、国土交通省土木設計共通仕様書に基づき、従来有資格者のみであった技術者要件を緩和し、同等の能力と経験を有する技術者でも担えるようにした。

令和7年度においては、緑地造成事業に係る測量及び設計業務発注はなかった。

(6) 入札公告情報周知にかかる建設業界紙の活用

入札公告情報の掲載依頼を、建設業界紙の全国紙2社及び九州地方紙1社に行い、入札公告情報のより一層の周知を図り、競争性の向上に努めた。

その結果、令和7年度に一般競争入札により発注した建設工事全ての案件においては、入札参加者のいない案件はなかった。

(7) 「調達等合理化計画」にない新たな取組

国の予算決算及び会計令の改正により少額随意契約の基準価格が見直されたことを受け、関係規程の改正を速やかに行い、契約事務の一層の適正化及び業務運営の効率化に努めたことにより、契約手続きの簡素化及び迅速化につながった。

なお、令和7年度実績においては、従前一般競争入札の対象であった入札契約案件のうち5件が少額随意契約へ移行しており、事務負担の軽減に寄与している。



当該年度における取組

■ 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制の確立<該当案件 100%点検>

当機構は、契約に際し「入札及び契約事項審査会」を開催している。審査会においては「調達に関する問題点がないか」、「よりよい入札にするための工夫ができないか」、「随意契約によらざるを得ない案件であるか」などについて、点検、確認を行う体制を構築している。

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組<内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会をそれぞれ3回以上開催>

当機構は、理事長を委員長として内部統制を推進する内部統制委員会の下に、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置し、コンプライアンスに係る取組の推進、リスク管理の検討・審議等を行っている。

各委員会は年3回開催し、コンプライアンスに関する不祥事の発生を未然に防止する体制、業務毎に内在するリスク因子を事前に把握・検証する体制を構築している。

具体的な対応として、コンプライアンスにおいては、他の行政機関で発生したコンプライアンス違反事例の自由討論、コンプライアンス研修や自己点検を実施することにより不祥事発生の未然防止に取り組んだ。また、リスク管理においては、業務環境の変化に伴いリスク管理表や業務フローチャートを見直し、新たな不祥事発生のリスクが生じていないか検証した。

5. 契約監視委員会等による点検等

(1) 契約監視委員会による点検

- 6月3日に「契約監視委員会」を開催し、令和6年度の契約実績、一般競争入札に付した契約案件、競争性のない随意契約、低入札価格調査、調達等合理化計画の取組内容について点検等を実施したが、特段の意見表示、勧告等は受けていない。また、その点検結果については速やかにホームページで公表した。

(2) 監事による監査

- 契約における事務手続については、所定の規程類に基づき契約担当役までの処理を適正に行っており、定期的に監事のチェックを受けている。
- 令和7年度に実施した令和6事業年度決算監事監査については、契約事項に関して特段の指摘はなく、その旨、監事から理事長へ報告がされている。

【参考】機構の入札・契約情報 HP <https://www.oeia.or.jp/nyusatu/one.cgi>



(1) 業務改善の取組 ⑤人件費管理の適正化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表すること。

【中期計画】

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、厳しく検証した上で、その検証結果や取組状況を毎年度公表する。

【年度計画】

⑤ 人件費管理の適正化

給与水準については、国家公務員の給与と同一の水準としている。引き続き、一般職の職員の給与に関する法律の改正状況を把握し、それに準じて適時適切に改定を行うとともに、その改定結果や取組状況を公表する。

当該年度における取組

<対国家公務員指数（ラスパイレス指数）の状況、役職員給与の適正化の取組>

○ 従前より、機構の俸給表は国家公務員行政職俸給表（一）と同一としている。

令和7年度においても「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の改正内容を踏まえ、機構の給与水準を国の制度に合わせて見直し（1月）を行い、取組状況を令和8年6月に公表した。

【参考】

対国家公務員指数（ラスパイレス指数）推移

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対国家公務員指数	92.9	100.5	97.4	99.1	93.6

<国家公務員の給与に準じた運用>

○ 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」の内容を踏まえ、「職員給与規程」及び「職員の期末手当及び勤勉手当支給細則」の改正を実施（12月、3月）。

・官民格差等に基づく給与水準改定

俸給月額引き上げ

期末手当及び勤勉手当支給率引き上げ（4.60月分→4.65月分）

自動車等使用者に係る通勤手当の改正



(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進すること。

【中期計画】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

【年度計画】

(2) 業務のデジタル化及びシステムの最適化

機構の情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、再開発整備事業貸付物件資料のデータベース化拡充、住宅騒音防止対策事業工事関係書類の電子化と防音工事システムとの連動推進など事業に係るシステムを強化・効率化し、ICTの活用等により、業務のデジタル化及びシステムの最適化を推進する。

また、新型コロナウイルス感染防止の取組として導入した、テレワーク・テレビ会議・ペーパーレス会議等についても、引き続き活用して業務のデジタル化を図る。

※ ICT：アイ・シー・ティー [information and communication technology]

情報通信技術。IT とほぼ同義。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われている。



当該年度における取組

<業務のデジタル化及びシステムの最適化>

- 第5期中期目標において、「業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。」を踏まえ、工程・進捗管理を含む法人文書デジタル化推進計画に基づき、職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を令和6年度に引き続き設けるとともに、10月からは電子化業務委託契約を発注し、図面の電子化を行うなど、法人文書のさらなる電子化に取り組んだ。
また、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）などの文書保存ルールの徹底を図るとともに、電子決裁システムの活用によるペーパーレス化の推進にも取り組んだ。
- グループウェア（サイボウズ）、無線LAN（Wifi）、テレワーク環境（リモートデスクトップ）等の各種ICT環境を導入して、業務のデジタル化を図ってきた。
また、各種ソフトウェアをアップデートし、情報システムの最適化を行った。
- WEB会議システムを活用した打合せ・会議・研修や、組織内でのペーパーレス会議の開催など業務のデジタル化に取り組み、業務の簡素化・効率化を図った。また、テレワーク環境を活用した在宅勤務については、増台した貸与端末を利用して多くの職員がテレワークを実施した。
- 再開発整備事業について、騒音斉合施設のデータについて、保全状況や修繕記録の更新を進めた。
- 住宅騒音防止対策事業について、住宅騒音防止工事事務処理システムの活用により、住民からの問合せや相談への対応を迅速化し、事務処理時間の短縮及びサービスレベルの向上を図った。
また、機構ホームページ上から電子媒体の申請書をダウンロード可能とすることにより、紙媒体での申請書配布数を削減し、効率化を図った。
- 移転補償事業について、前年度に引き続き、登記簿情報（約6,000件）のデータベースを用い移転補償の問合せや相談に対してデータ上での相談地の特定や確認に取り組んだ。今年度は、相談受付業務のさらなる効率化に向けた検討を行い、相談対応簿の見直し及び受付後の課内決裁時の起案様式と統合を行った。また、機構ホームページに移転補償申請に係る書式サンプルを新たに掲載し、利用者の利便性向上を図った。
- 経年に伴いシステムの最適化が必要であった資産管理システム用機器の更新を行い、各種ソフトウェアを最新のバージョンに切り替え、情報システムの適切な整備及び管理を行った。
- Microsoft365導入に伴い機能が拡充されたTeamsや新たに利用可能となった生成AI、Forms等を活用することにより、業務効率化を推進した。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業において適切に計画するとともに予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図ること。

【中期計画】

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定のうえ、予算管理を徹底し、引き続き健全な財務体質の維持を図る。

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	4,859
業務収入	1,864
補助金収入	407
受託金収入	2,570
負担金収入	10
長期借入金等収入	—
雑収入	8
繰越金受入	—
支出	4,769
固有事業	1,416
受託事業	2,099
その他事業	208
人件費	830
一般管理費	216

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	4,853
経常費用	4,853
業務費用	3,804
固有事業	1,496
受託事業	2,100
その他事業	208
一般管理費	1,041
人件費	830
物件費	211
財務費用	8
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	4,872
経常収益	4,872
業務収入	1,864
受託収入	2,570
補助金等収益	438
財務収益	0
雑益	—
臨時利益	—
純利益	19
目的積立金取崩額	—
総利益	19

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	6,183
業務活動による支出	4,772
投資活動による支出	—
財務活動による支出	10
翌年度への繰越金	1,401
資金収入	6,183
業務活動による収入	4,859
業務収入	1,864
受託金収入	2,570
その他の収入	425
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	1,324

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。



中期目標・中期計画・年度計画

【年度計画】

＜令和7年度計画における予算・収支計画・資金計画＞

予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	2,433
業務収入	630
補助金収入	128
受託金収入	1,668
負担金収入	1
長期借入金等収入	—
雑収入	5
繰越金受入	—
支出	2,433
固有事業	509
受託事業	1,505
その他事業	57
人件費	288
一般管理費	71

収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	1,027
経常費用	1,027
業務費用	664
固有事業	522
受託事業	83
その他事業	57
一般管理費	360
人件費	288
物件費	71
財務費用	2
雑損	—
臨時損失	0
収益の部	1,016
経常収益	1,016
業務収入	630
受託収入	246
補助金等収益	136
財務収益	3
雑益	—
臨時利益	—
純利益	△11
繰越積立金取崩額	11
総利益	—

資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,838
業務活動による支出	2,451
投資活動による支出	—
財務活動による支出	3
翌年度への繰越金	384
資金収入	2,838
業務活動による収入	2,433
業務収入	630
受託金収入	1,668
その他の収入	135
投資活動による収入	—
財務活動による収入	—
前年度からの繰越金	405

※計数は、単位未満を端数処理しているため、合計額が一致しないことがある。

当該年度における取組

＜予算執行状況、収支計画実施状況、資金計画実施状況＞

- 予算については、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を図った。
- 収支計画については、固有事業の安定的な業務収入の確保及び事業の効率的な執行を行った。
- 資金計画については、余裕金運用検討委員会での議論を踏まえ、適切な執行管理を行った。
- 資金管理については、毎月の預金残高を突合し、適切な管理を行った。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

当該年度における取組

<令和7年度予算執行状況（支出決定ベース）>

令和8年3月末現在
(単位：千円)

科目	予算額	執行済額	執行率
固有事業勘定	509,296	533,927	104.8
再開発整備事業費	505,830	530,471	104.9
業務外支出	3,466	3,456	99.7
受託事業勘定	1,505,843	1,079,925	71.7
移転補償事業費	1,487,308	1,078,300	72.5
緑地造成事業費	18,535	1,624	8.8
その他事業勘定			
住宅騒音防止対策事業費	57,782	33,931	58.7
管理勘定	360,651	344,362	95.5
人件費	288,815	285,398	98.8
一般管理費	71,836	58,963	82.1
合計	2,433,572	1,992,144	81.9

(注1) 管理勘定への繰入は含まない。

(注2) 移転補償事業の予算額及び執行済額には前年度からの繰り越しを含む。

(注3) 緑地造成事業の予算額には、令和7年度予算から令和8年度予算への繰越を含む。

(注4) 端数処理の関係で合計に合致しない場合がある。



(2) 短期借入金の限度額

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

【年度計画】

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400 百万円とする。

当該年度における取組

該当なし。



(3) 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。

3. 財務内容の改善に関する事項



独立行政法人
空港周辺整備機構

(4) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】
該当なし。

【年度計画】
該当なし。

当該年度における取組

該当なし。



(5) 剰余金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

【年度計画】

固有事業（再開発整備事業）に充てる。

当該年度における取組

- 令和7年度決算において発生した当期総利益については、独立行政法人通則法第44条第1項に基づく積立金として整理した。



(1) 内部統制の充実・強化

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行うこと。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図ること。

【中期計画】

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、引き続き規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う、PDCA サイクルを実行していく。

指示の伝達、情報共有・活用等に資するために引き続き内部各委員会の開催、職員研修の実施、内部コミュニケーションの活性化等を図る。

【年度計画】

(1) 内部統制の充実・強化

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）を踏まえ、理事長のリーダーシップの下、内部統制を機能させるための規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う PDCA サイクルについて継続的に実行していく。

① 内部統制の運用

内部統制委員会において、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な PDCA サイクルを実行していく。

② コンプライアンスの推進

内部統制委員会の分科会的位置づけであるコンプライアンス委員会において、コンプライアンスの推進に資する取組方針を決定し、コンプライアンス推進に係る教育・研修等を実施する。

③ 適切なリスク管理

内部統制委員会の分科会的位置づけであるリスク管理委員会において、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへ適切に対応を行うことにより、リスク管理の実効性向上を図る。

④ 職員研修の実施

内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施する。

⑤ 内部コミュニケーションの活性化

理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報を伝達される仕組みを着実に運用する。

⑥ 内部監査

内部監査を実施し、監査結果に基づくフォローアップを適切に行うことにより、ガバナンスの強化を推進する。



当該年度における取組

- 平成26年の独立行政法人通則法の一部改正等を踏まえ、平成27年に内部統制基本方針を改正し、内部統制においては、当機構の役員の職務の執行が独立行政法人通則法などの関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を整備し、機構のミッションを効率的かつ効果的に達成していく旨、目的の明確化を図っている。令和7年度においても、理事長によるリーダーシップの下、引き続き内部統制システムに基づいた取組や研修等を実施し内部統制委員会による取組状況の総括などPDCAサイクルを適切に実行した。

■年度計画 (1) ①

<内部統制の運用（内部統制委員会の開催）>

- 理事長を委員長とする内部統制委員会を3回開催し、内部統制の推進に関する取組について方針を決定するとともに、取組状況について報告を行った。

【審議、報告事項等】

第30回委員会（4/17）

- 今年度の取組方針（1. コンプライアンスについて、2. リスク管理について、3. 内部監査の実施、4. 情報セキュリティ対策について、5. 職員研修の開催、6. その他（令和7年度計画の取組））について審議決定

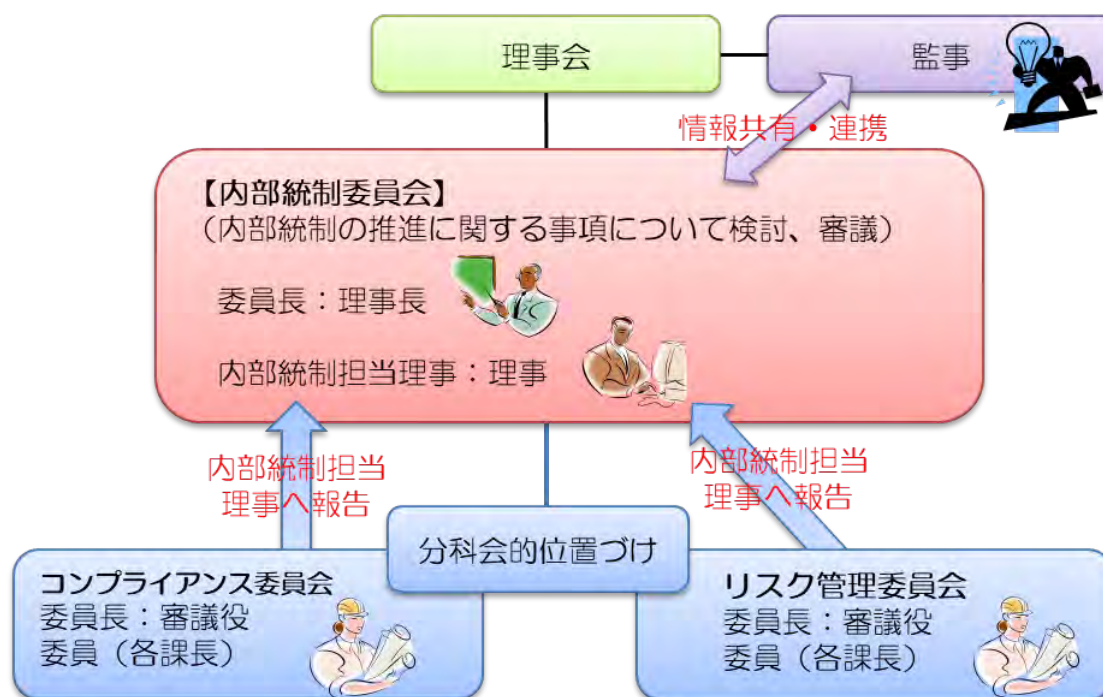
第31回委員会（10/16）

- 今年度の取組状況について中間報告

第32回委員会（3/19）

- 今年度の取組結果について報告

【参考】 内部統制推進の組織体制図





当該年度における取組

■年度計画 (1) ②

＜コンプライアンスの推進（コンプライアンス委員会の開催）＞

- 審議役を委員長とするコンプライアンス委員会を3回開催し、機構のコンプライアンス推進のための取組方針を決定し、取組状況について報告した。

【審議、報告事項等】

第30回委員会（5/15）

- ・今年度の取組方針決定

第31回委員会（10/8）

- ・上半期の取組状況（コンプライアンス理解度チェック及びストレスチェックの集計結果報告並びにコンプライアンス違反事例の各課討論）

第32回委員会（3/11）

- ・下半期の取組状況（コンプライアンス研修）
- ・今年度取組の総括（今年度の取組については翌年度以降も継続して実施していく方針を決定）

【主な活動】

- ・4月に全役職員（非常勤職員を含む。）にハラスメント相談窓口（内部及び外部）をお知らせするとともに、作成したポスターを各室に掲示して啓発を行った。
- ・4月に全役職員（非常勤職員を含む。）に内部通報制度に係る通報窓口をお知らせするとともに、公益通報ハンドブックをイントラ掲示板に掲載して紹介した。
- ・7月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象にチェックシートによるコンプライアンス理解度チェックを実施し、認識強化を図った。
- ・7月に全職員（非常勤職員を含む。）を対象に外部の専門業者によるストレスチェックを実施した。機構では、労働安全衛生法上の実施を義務づけられた職場ではないが、職員の心理的な負担の程度を把握することで、職員自身のストレスへの気づきを促し、機構として相談窓口を紹介するとともに、ストレスの原因となる職場環境の改善につながるよう努めた。また、メンタルヘルス相談窓口について、役職員がいつでも相談窓口を確認できるようにイントラ掲示板にも掲載した。
- ・9月にコンプライアンス違反事例（業務関連・私生活関連計4件）を議題とした各課討論を実施した。各職員からは多様な意見が集まり、改めてコンプライアンス違反を認知するとともに、違反が起こった要因や今後の改善の対策を考える良い機会とすることができた。
- ・10月に職員の士気を高め、風通しのよい職場環境づくりのため、理事長が若年層職員とのダイレクトコミュニケーションを主催し、役員の経験談や忌憚のない意見交換を行った。
- ・12月にコンプライアンス・ハラスメント研修を全役職員に実施し、基本理念及び運営方針、公務員倫理の説明を改めて行い、研修終了後にe-ラーニングを視聴し、意識啓発を図った。また、昨年度に引き続き理事長から全役職員に向けて基本理念及び運営方針について説明を行うことで機構職員としての責務の浸透を図った。
- ・12月に厚生労働省が定める職場のハラスメント撲滅月間にあわせて、役職員にハラスメント防止についてお知らせした。
- ・コンプライアンス上問題がある状況に対して、職員が安心して報告ができるよう、通報者のプライバシーの保持や通報窓口の独立性が担保される社外通報窓口の設置の検討を行い、翌年度に窓口を設置することとした。
- ・2箇月ごとに公務員等のコンプライアンス違反事例を全役職員（非常勤職員を含む。）に周知することで、意識の向上及び注意喚起を図った。



当該年度における取組

■年度計画 (1) ③

<適切なリスク管理（リスク管理委員会の開催）>

- 審議役を委員長とするリスク管理委員会を3回開催し、機構のリスク管理のための取組方針を決定し、取組状況等について報告した。

【審議、報告事項等】

第33回委員会（5/15）

- 今年度の取組方針決定

第34回委員会（10/8）

- 上半期の取組状況（クレーム対応研修の実施状況及びフリートークの実施予定）
- 業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況

第35回委員会（3/11）

- 下半期の取組状況（安全運転研修）
- 業務フローチャート・リスク管理表の見直しについての検討状況
- 今年度取組の総括（今年度の取組については翌年度以降も継続して実施していく方針を決定）

【主な活動】

- 定期的なリスク管理表及び業務フローチャートの見直しを行うとともに、今年度新たに顕在化したリスク等に対しても評価を行い、リスク管理表及び業務フローチャートの新規追加を行った。
- 7月にクレーム対応研修（e-ラーニングの受講及びアンケート）を実施し、職員（非常勤職員を含む。）の苦情対応能力の向上を図った。
- 10月に、大規模災害等の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、災害対応マニュアルに基づき安否確認訓練を実施した。
- 11月にリスク管理活動の一環として、「自転車の安全利用」、「自動車の安全運転」、「夜間の見え方」及び「飲酒運転」等の安全運転研修を実施した。役職員（非常勤職員を含む。）がいつでも研修を受けられるようにするため、インターネット動画の視聴による研修とした。
- 3月に審議役から全職員に対し業務改善・職場環境改善提案週間を実施した。職員から率直な意見を募集する機会を設けることで風通しのいい職場環境づくり、組織の抱える潜在的なリスクの把握に努めた。また、意見については審議役がフォローアップを行った。
- 3月に、大規模災害等の発生時においても適切な業務執行を確保できるよう、優先すべき業務を定めた「業務継続計画」を策定した。



当該年度における取組

■年度計画 (1) ④

＜職員研修の実施＞

- 各種内部統制に係る研修を実施し、職員（非常勤職員を含む。）のスキルアップと意識改革を図った。
研修の実施に当たっては、講義形式による研修のほか、オンライン研修やeラーニング研修も実施した。
- 職員から開催希望が多いメンタルヘルス研修については、ストレスに対するセルフケアの方法などを学習するため、動画視聴形式で実施した。

〔内部統制研修（10）〕 研修名の欄：▲eラーニング、●オンライン

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	ハラスメント相談員研修	外部 (動画)	4/8
2	メンタルヘルス研修	外部 (動画)	5/7～5/30
3	▲公文書管理研修	外部 (動画)	6/10～6/30
4	▲クレーム対応研修	内部 (動画)	7/22～8/4
5	情報セキュリティ内部監査員研修(基礎)	外部	7/30
6	●個人情報保護研修	外部 (動画)	8/5～8/29
7	安全運転研修	外部 (動画)	11/4～11/11
8	●人権研修	外部 (動画)	11/27～12/10
9	▲コンプライアンス・ハラスメント研修	内部・ 外部(動画)	12/3～12/19
10	●情報セキュリティ内部監査員研修(実践)	外部	1/7



当該年度における取組

■年度計画(1)⑤

＜機構内コミュニケーションの活性化、業務運営方針の明確化、役職員による共有＞

- 業務運営の方針等、重要事項について審議・決定する理事会に職員もオブザーバーとして参加した。

また、毎月開催した役員懇談会（役員、審議役、各課長で構成）及び課ごとの業務報告では、事業の進捗状況や懸案事項について役員との意見交換等を行い、役員と職員との間で情報共有及び意思疎通を図った。

理事会や役員懇談会で示された方針は、各課長が課内ミーティング等により全職員に周知した。

このように、理事長のリーダーシップのもと、機構の方針が確実に全職員に伝達され、また、職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用した。

【参考】理事会開催状況

- 第113回理事会（4/15開催：書面形式）
- 第114回理事会（6/19開催）
- 第115回理事会（8/20開催：書面形式）
- 第116回理事会（10/23開催：書面形式）
- 第117回理事会（1/6開催：書面形式）
- 第118回理事会（3/3開催）
- 第119回理事会（3/19開催）

＜業務実績や課題の整理、業務改善（内部評価委員会の開催状況）＞

- 6月に令和7年度第1回内部評価委員会を開催し、令和6年度及び第5期目標期間（見込）の事業実績に対する内部評価を行った。
- 11月に令和7年度第2回内部評価委員会を開催し、令和7年度上半期の進捗状況の確認を行い、当該結果を下半期以降の業務運営に活用した。



当該年度における取組

■年度計画 (1) ⑥

<内部監査の実施>

- 令和7年度内部監査（業務監査・会計監査）の実施に際しては、監査計画の策定から内部監査における指摘事項等のフォローアップまでを年度内に完結させるため、具体的な監査スケジュール計画を作成した。
- 具体的な点検事項等については、数回にわたり協議を重ね、「住宅騒音防止対策事業」「移転補償事業」を重点項目に決定し、11/14に監査を実施した。監査実施に当たっては、事前に監事監査との連携について確認するとともに、関連書籍・資料の活用などにより、監査スキル向上に努めた。

<監事監査、会計監査人による監査の実施>

- 監事による令和6事業年度決算等監事監査を6/9～6/11に、令和7事業年度上期監事監査を12/1,3に受けた。通常の監査項目に加え、内部統制システムの整備・運用の着実な実施、法令・内部規程等の遵守体制、職員の労働時間・手当支給の実態、運営権者への円滑な環境対策事業の承継等の観点からも監査が行われた。
なお、特段の指摘事項はなかったものの、監査時の指導・助言について、個別事項毎に整理し、改善すべき点について具体的な対応を検討する等、速やかに業務に反映させる取組を実施した。
- 会計監査人による令和6事業年度期末監査を5/19～5/21に受けた。令和7事業年度期中監査を12/22～12/23及び2/24～2/25に受けた。



(2) 情報セキュリティ対策

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、引き続き、政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準に基づいて定めたポリシーに従って情報セキュリティ対策を講じ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期すとともに、保有する個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を推進すること。

【中期計画】

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

【年度計画】

(2) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」(令和3年9月28日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、独立行政法人空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を行う。これに基づき、ハード及びソフトの両面での不断の見直し、役職員の高い意識を保持するための研修など情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。併せて、これらの取組の点検・検証と、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。

個人情報の保護に関しては、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等に基づいた安全確保の措置及び職員の義務の周知等により、情報の管理・保護を組織内全体で徹底する。



当該年度における取組

＜機構における情報セキュリティ対策等に関する取組＞

【情報セキュリティ委員会の開催】

- 理事を委員長とする情報セキュリティ委員会を3回開催し、機構の情報セキュリティ対策にかかる活動方針の決定や、取組状況等を報告した。

第31回委員会（5/15）

- ・ 今年度の情報セキュリティ対策推進計画の取組について

第32回委員会（10/8）

- ・ 上半期の取組状況について報告（情報セキュリティ研修の結果等）等
- ・ 情報セキュリティ監査実施計画について審議

第33回委員会（3/11）

- ・ 下半期の取組状況について報告（情報セキュリティインシデント訓練、自己点検の結果等）
- ・ 2026（令和8）年度情報セキュリティ対策推進計画の審議（今年度取組の総括及び今年度評価を踏まえた翌年度計画の策定）
- ・ 独立行政法人空港周辺整備機構業務継続計画改定についての審議

【主な活動】

- ・ 情報セキュリティインシデント対処手順及び特に重要な情報セキュリティ・サイバーセキュリティに関する情報（脆弱性対策等）を新規採用職員研修のほか、長期休暇前などに随時周知することで、職員への普及啓発及び注意喚起を行った。
- ・ 10月にWindows10のサポート終了に伴う情報セキュリティ対策のため、Windows11に更新した。
- ・ 10月にOffice2019のサポート終了（10/14）に伴う情報セキュリティ対策のため、Microsoft365を導入した。
- ・ 11月に情報セキュリティアドバイザーを講師とし、情報セキュリティインシデントが発生した想定による対処手順の確認訓練を実施した。また、機構情報システム運用継続計画（ICT-BCP）の運用可能性の確認訓練も実施した。これに伴い、運用継続計画を見直したほか、機構ネットワークシステムのバックアップ頻度を半年に1回から1か月に1回に改めることとした。
- ・ 1月に情報セキュリティに対する理解度を確認するため、「情報セキュリティ自己点検」を全職員（非常勤職員を含む。）に対して実施し、情報セキュリティポリシーが概ね理解されていることが確認できた。なお、一部理解ができていなかった項目については、事務局から全役職員に研修資料を送付しフォローアップを行った。また、理解が不足していた項目については翌年度の情報セキュリティ研修の内容に盛り込むこととした。
- ・ 3月に生成AIの利活用ルールを策定し、全役職員の業務の効率化に向けた利活用を開始した。



当該年度における取組

【研修】

- 新規採用職員研修時、特に職員の認識が薄い「情報の格付及び取扱制限」について、教育を行った。
- NCO（内閣官房国家サイバー統括室）が、オンラインで実施する勉強会に積極的に参加を行い、情報の収集及び知識の習得に努めた。
- 情報セキュリティインシデントに対する対応強化を図るため、NCO が開催するインシデントハンドリング研修を受講するなどサイバー攻撃に対する備えを行った。
- 7/30に情報セキュリティアドバイザーによる集合研修を実施するとともに、オンライン研修も併用して、全役職員（非常勤職員を含む。）を対象に実施した。なお、当日受講できなかった役職員は録画した動画を視聴した。

〔情報セキュリティ研修（6）〕 研修名の欄：●オンライン研修

No.	研 修 名	実施者	期 間
1	●第1回 NISC 勉強会	NISC	4/24, 25
2	●プレ CYDER_たったひとつの冴えないパスワード	NICT	7/23, 31
3	情報セキュリティ研修	外部	7/30
4	●プレ CYDER_紛失 USB メモリが招いた信用失墜	NICT	9/5
5	●令和7年度9月期 NCO 勉強会	NCO	9/25-9/26
6	●「IT 調達申合せ」及び「外部サービス申合せ」説明会	NCO	10/23

【監査】

- NCO が主催する情報セキュリティ監査を対象としたオンライン研修へ参加した。また、機構が契約している情報セキュリティアドバイザーを講師とする内部監査員研修の実施により監査員の知識向上に努めた。
- 10月及び12月にNCOから委託を受けた独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が行っている独立行政法人監査（ペネトレーションテスト・マネジメント監査）を受け、監査結果の通知のあったペネトレーションテストについては、改善計画策定に向けて検討を進めるとともに指摘事項への改善に取り組んでいる。
- 令和7年12月～令和8年1月に令和7年度情報セキュリティ監査実施計画に基づく内部監査（監査項目点検表に基づく自己点検、担当者へのヒアリング）を実施した。
- 令和8年1月～2月に個人情報の保護の適切な管理への取組を図るため、チェックシートを活用した自己点検及び個人情報の管理状況に係る監査を実施した。



(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ①国及び関係自治体との連携

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずること。

① 国及び関係自治体との連携

空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう国及び関係自治体との十分な意思疎通を図るための体制の確保を図ること。

【中期計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

周辺住民、国及び関係自治体等との十分な意思疎通を図りながら、空港と周辺地域の共生に資するため、次の措置を講ずる。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体と構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。

【年度計画】

(3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

空港と周辺地域の共生に資するため、地元の要望も踏まえつつ、次の取組を行う。

① 国及び関係自治体との連携

機構が行う周辺環境対策の見直し等に当たっては、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」、業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、十分な意思疎通を図る。



当該年度における取組

① 国及び関係自治体との連携 ＜連絡協議会等の開催状況＞

- 空港周辺対策事業を円滑かつ効果的に実施できるよう「連絡協議会幹事会」を開催し、情報共有・意見交換を行った。

連絡協議会幹事会

構成メンバー：大阪航空局、福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構

- 1回目（8/28）（書面開催）の議題
 - (1) 令和6事業年度事業実績
 - (2) 令和7事業年度事業実施状況
 - (3) 令和8事業年度予算概算要求
 - (4) その他（令和6年度業務実績報告）
- 2回目（3/23）（書面開催）の議題
 - (1) 令和7事業年度事業実施状況
 - (2) 第5期中期目標・中期計画の達成状況
 - (3) 第6期中期目標・中期計画
 - (4) 令和8年度計画(案)
 - (5) 令和8年度予算実施計画(案)



当該年度における取組

<連絡協議会以外の会議>

- 「連絡協議会」以外にも国や関係自治体等との会議に参加し、機構を取り巻く情勢や今後の福岡空港における周辺環境対策等について、意見交換及び情報の共有を行い、円滑な事業の推進に向けて意思疎通と連携の強化を図った。

【連絡協議会以外の関係自治体等との主な会議と出席団体等】

- 福岡空港住宅騒音防止対策事業担当者会議
(関係自治体：福岡県、福岡市、大野城市、春日市、太宰府市、志免町、粕屋町、機構)
開催日：4/25
→ 事業対象地域の関係自治体担当者に対し住宅騒音防止対策事業の概要・制度等の説明及び質疑応答を行い、制度・手続方法等について理解を深めてもらった。
- 地域対策協議会総代会
(福岡空港地域対策協議会、国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：5/11
→ 地域対策協議会の活動報告や質疑応答等を通じ、国や機構等に対する要望の把握に努めた。
- 福岡空港公害対策協議会との事務協議
(福岡空港公害対策協議会、国、福岡県、福岡市、機構)
開催日：11/11 及び 12/5
→ 公害対策協議会と関係行政機関との協議に出席し、国や機構等に対する要望・要求を把握するとともに、関係行政機関と情報の共有を図った。
- 福岡空港利活用推進協議会
(福岡県、福岡市、福岡商工会議所、地元経済界、航空会社、機構)
開催日：5/30 (総会)
→ 福岡空港の周辺環境対策事業を含む利活用事業を推進するため、情報共有を図った。
- 上臼井・下臼井特別委員会
(国、福岡県、福岡市、福岡国際空港(株)、機構他)
開催日：6/25 (1回目)、2/6 (2回目)。
→ 福岡空港整備事業の進捗状況等の情報共有を図った。



- (3) 空港と周辺地域の共生と連携の強化 ②広報活動の充実、
③地域住民のニーズの把握

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努めること。

このため、ホームページを常に最新の情報に更新し、リーフレットやチラシによる広報を積極的に推進すること。

【中期計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について、利用者にわかりやすい表現を心がけ、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布・自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行う。

ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。

③ 地域住民のニーズの把握

機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。

【年度計画】

② 広報活動の充実

機構が担う空港周辺の環境対策事業及び同事業に関わる事務・事業の運営状況等について、透明性の確保、空港周辺住民の理解増進及び運営権者への円滑な環境対策事業の承継を図る観点から、より一層の国民等への説明責任を全うするための広報の充実に努める。

イ 公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供、毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表する。

ロ ホームページの内容について利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表等を行い、常に最新の情報を提供する。

ハ 関係自治体と連携を図り、自治体広報誌への情報掲載・窓口での機構のパンフレットの配布や各事業のチラシ配布等の広報活動を行う。

ニ 地域への啓発活動として、空港で開催される「空の日」といったイベントへの参加や、環境学習や見学の要望があった場合は適切に対応する。

③ 地域住民のニーズの把握

機構のホームページや、自治体情報誌への広報掲載、機構のパンフレット等に記載しているお問い合わせ・ご意見募集窓口から、機構に寄せられた質問・意見を検討し、地域住民のニーズの把握に努めることでよりよい事業を実施していく。



当該年度における取組

■ 年度計画 ② 広報活動の充実 イ

<財務情報等の公表>

- 令和6年度の財務諸表、業務実績評価結果、令和7年度の公共工事に係る発注情報や契約結果情報等の公表を速やかに行うことにより、事業運営の透明性を確保した。

【令和7年度におけるホームページの公表内容】

- 独立行政法人通則法に基づく公表
 - ・ 6/23 令和6年度業務実績報告書
令和6年度自己評価調書
令和5年度評価結果の反映状況
第5期中期目標期間（見込）実績報告書
第5期中期目標期間（見込）自己評価書
 - ・ 6/30 役職員の報酬・給与等の水準の公表（令和6年度給与水準）
 - ・ 8/26 令和6事業年度 事業報告書及び財務諸表
 - ・ 8/27 令和6年度評価調書第5期中期目標期間（見込）評価調書
 - ・ 10/21 令和6年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況等の公表
 - ・ 1/10 業務内容別の職員数(令和8年1月1日現在)
 - ・ 3/2 第6期中期目標
 - ・ 3/26 第6期中期計画
 - ・ 3/30 令和8年度計画
- 各種事業
 - ・ 4/ 8 令和7年度空調機器更新工事における申請受付のお知らせ(住宅騒音防止対策事業)
空調機器更新工事における申請書類、手引き等の掲載（2025年度版）
 - ・ 4/30 サウンディング型市場調査実施のお知らせ(再開発施設整備事業)
 - ・ 6/23 家電量販店向け案内の追加(住宅騒音防止対策事業)
 - ・ 10/27 空の日イベントでの広報活動
 - ・ 11/27 騒音斉合施設「大井その2」区画の賃借人の公募に関するお知らせ
 - ・ 12/1 騒音斉合施設「大井その2」区画の賃借人の公募実施
 - ・ 12/23 移転補償事業に係る掲載内容の更新
 - ・ 1/23 騒音斉合施設「大井その2」区画の賃借人の公募に係る質問・回答
 - ・ 2/3 住宅防音工事について
 - ・ 2/20 住宅防音事業に係る登録業者の募集の更新
 - ・ 3/24 騒音斉合施設「大井その2」区画の賃借人の公募結果について
- 契約関係
 - ・ 独立行政法人空港周辺整備機構契約事務取扱細則に基づく発注情報の公表（入札公告・開札結果）
 - ・ 環境物品等の調達を円滑にするための方針
 - ・ 令和7年度公共工事の発注見通し
 - ・ 令和7年度契約監視委員会の審議概要
 - ・ 令和7年度調達等合理化計画
 - ・ 令和7年度における空港周辺整備機構の中小企業者に関する契約方針
 - ・ 契約結果の情報 等



当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 □

<ホームページの更新>

- ホームページの内容については、利用者にわかりやすい表現を心がけ、事業計画や業務実績報告書の公表など 20 回程度の更新を行い、常に最新の情報を提供した。

■年度計画 ②広報活動の充実 ハ

<自治体広報誌などへの情報掲載>

【住宅騒音防止対策事業】(P8 の再掲)

事業制度の積極的な周知を図るため、以下の取組を実施した。

- 関係自治体窓口や福岡市の共同利用会館に住宅騒音防止対策事業パンフレットの設置（補充）を行ったほか、当該会館では、事業の概要を記載したチラシを掲示した。令和 7 年度は更に事業制度の周知を図るため、新たな取組として大手家電量販店 3 店舗に制度のお知らせのチラシを設置し、広報活動を強化した。
- 福岡市博多区、東区及び大野城市の広報誌に事業案内の記事を掲載した。なお、福岡市博多区は 5、7、11、2 月号の 4 回、東区は 5、7、11、2 月号の 4 回、大野城市は 5、11、2 月号の 3 回掲載。

【移転補償事業】(P16 の再掲)

- 移転補償事業対象区域の住民に対し、事業の実施状況を周知するため設置している横断幕については、第 4 期中期目標期間より実施を継続して、令和 6 年度までに 10 箇所を設置を行っている。令和 7 年度はさらなる広報活動の強化として、これに加えて、新たに 3 箇所を選定し追加設置を行った。
- 事業案内について、これまでも実施している自治体（福岡市・大野城市）広報誌への掲載や、地域住民の方々の目に触れる機会が増えるよう、例年事業対象区域の公民館、共同利用会館へ事業案内チラシを随時設置しており、令和 7 年度においては、申請手続きがより分かりやすくなるよう内容を整理した新しいチラシを作成した上で、継続した広報活動に取り組んだ

【その他】

- 機構への情報アクセスが容易になるよう、パンフレット等の広報物全てに QR コードを記載した。



【公民館、共同利用会館への配布チラシ（新）】

空港周辺整備機構からのお知らせ

福岡空港周辺における 移転補償制度をご存知ですか？

住宅をお持ちの方

事業所をお持ちの方

土地をお持ちの方

移転補償制度とは？

福岡空港周辺の国が定めた航空機騒音が著しい一定の区域内において、航空機の騒音による障害を防止するために、土地の買入れや建物の移転補償を行う制度です。
※所有者本人からの自主的な申請により実施するものであり、決して移転等を強制するものではありません。

移転補償の対象となる区域

福岡市博多区の一部 福岡市東区の一部 大野城市の一部
※区域内であっても、諸条件があり、対象にならない場合もあります。

空港周辺整備機構とは？

福岡空港の周辺地域において、国からの委託により、移転補償等を行っています。

まずはお気軽にお問合せください！

> お問合せの際は、土地の住所（地番）をお知らせください。
> 訪問による説明も対応します。

独立行政法人 空港周辺整備機構 補償課
福岡市博多区博多駅東2丁目17番5号ARKビル9F
TEL：092-472-4596
FAX：092-472-4597 / MAIL：k-hosho@oeia-fuk.ne.jp
電話受付：9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝、年末年始を除く）

移転補償スケジュール

申請年度
(1年目)

まずは空港周辺整備機構へお問合せ下さい
所有地が、移転補償の対象かどうかを確認。

申請
移転補償の「対象」であり、区域外への移転を希望される場合は、土地（建物）所有者本人において、移転補償を申請。

翌年度
(2年目)

※申請に基づき、空港周辺整備機構から国へ調整。

翌々年度
(3年目)

各種調査への立会
空港周辺整備機構が実施する土地（建物）の各種調査への立会。

移転補償契約
移転補償金額をお知らせし、承諾される場合は、移転補償契約を締結。

土地の引き渡し
所有者本人において更地にし、土地の引き渡し。

移転補償金受領
上記「土地の引き渡し」完了後、移転補償金の支払い。

※「申請」から「移転補償金受領」に要する期間は約3年です。

当該年度における取組

■年度計画 ②広報活動の充実 二

<啓発活動の実施>

- 福岡空港で開催される「空の日」イベント（10月18日）に参加し、空港周辺対策への理解を深めてもらうため、機構の業務を紹介したパネル展示や、イベント来場者へのパンフレット等の配布により、機構の事業を紹介するなどの広報活動を行った。

【「空の日」イベントの様子】



<環境学習や見学の実施>

- 教育機関が行う環境学習の機会を通じて、機構の事業についての理解を深めていただくため、ホームページに出前講座や校外学習の募集案内を令和6年度に引き続き掲載した。
- 出前講座の募集については、令和6年度に引き続き「出前講座ご案内」のチラシを作成しホームページへの掲載を行うとともに、機構のパンフレットにも募集案内を掲載した。
また、空港近隣の中学校、小学校に積極的な働きかけを行うため、福岡市空港対策課及び福岡市教育委員会と連携して、中学校、小学校に直接案内を行った。
この結果、福岡市東区及び博多区の小学校計3校から申し込みがあり、令和7年11月、令和8年2月に出前講座を実施した。

【出前講座の様子】



- 連絡協議会において、地域への啓発活動の観点から、空港周辺の関係自治体に対して、機構の事業内容やこれまでの取組について紹介し、空港周辺環境対策への理解促進を図った。



③ 地域住民のニーズの把握

<質問・意見の募集>

- 地域住民のニーズを把握するため、ホームページに「ご意見・お問い合わせ」専用フォームを設け、幅広く意見等の募集を行ったほか、関係自治体で配布している機構のパンフレットに意見等の提出方法を記載した。

【ホームページの「ご意見・お問い合わせ」】

HOME > ご意見・お問い合わせフォーム

ご意見・お問い合わせ

空港周辺整備機構に対するご質問、お問い合わせなどをお寄せください。
ご質問等は電話、FAX、お手紙でも受付けております。詳しくはこちらをご覧ください。

入力フォーム

※漢字・ひらがな・カタカナは「全角」、英数字は「半角」でご入力ください。
※**必須**は、必ずご入力ください。

お問合せ区分 **必須** ご質問 お問い合わせ 苦情

お名前 **必須** 姓 名

フリガナ **必須** セイ メイ

ご住所 **必須**

年齢

性別 男性 女性

E-mail **必須**

▼ご意見・お問い合わせ・苦情 **必須**



(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、環境対策事業承継日以降の運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、デジタル化して引き継ぎが行えるよう、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこと。

【中期計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの委託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 引き継ぎ文書のデジタル化

ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータの体系化を進めるとともに、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるようにデジタル化を推進する。

② 業務の可視化パターン化の推進

運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表の充実を図る。

③ 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、環境対策事業承継までの間、運営権者から機構へ常勤の研修員を少なくとも1名以上受け入れ、研修を行う。

【年度計画】

(4) 運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組の推進

国からの受託により機構で実施している環境対策事業については専門知識・経験等が求められる業務であることから、運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していく。

① 承継に向けて必要となる作業の計画的実施

運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けて、承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表に基づき計画的に進めるとともに、作業工程の見直し及び全体計画策定に向けて取り組む。

② 引き継ぎ文書のデジタル化

ペーパーレスによるスムーズな引き継ぎを実現するため、業務上のデータを体系的に管理し、令和5年度に策定した工程・進捗管理を含むデジタル化推進計画に基づき、これまでの紙媒体の文書を含め、電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含むデジタル化の推進に取り組む。

③ 業務の可視化パターン化の推進

運営権者への事業説明資料を作成することでスムーズな事業の承継を行うために、内部統制システムで作成している、各事業内容や管理部門の業務を図示化した業務フローチャートの充実及び業務上起こり得るリスクとその対策を可視化したリスク管理表について、日々の業務と照らし合わせて改善点を見つけ出し、リスク管理委員会に諮り、内容や質の充実及びリスクの低減を図っていく。

④ 研修員の受入れ

運営権者による円滑な業務の実施を確保するため、運営権者から派遣された研修員に対して、研修の実施を通じて機構業務の習熟を図る。



当該年度における取組

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」に基づき、機構が実施している事業を適正かつ円滑に承継するため、以下の①～④の取組を実施した。

業務移管に当たっては、今後も引き続き運営権者への円滑な環境対策事業の承継に向けた取組を推進していくこととする。（措置状況：「一部実施・実施中」）

【参考】

- 独立行政法人改革等に関する基本的な方針（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

＜各法人等において講ずべき措置＞

本法人が行う福岡空港の周辺環境対策は、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成 25 年法律第 67 号）」に基づき、福岡空港の民間委託を行うこととなる際に、新たな空港運営主体に業務移管する方向で検討が進められている。

福岡空港について民間委託の手続を進める際には、周辺地域の理解を得る観点からも、丁寧な手続を踏む必要があることから、業務移管に当たっては、必要な経過措置等も含めた業務の適正かつ円滑な実施を確保する。

本法人の業務が全て終了した段階で、本法人は廃止する。

① 承継に向けて必要となる作業工程表の見直し

＜承継及び機構の廃止に至るまでの作業工程表の見直し及び全体計画策定の検討＞

- 令和 6 年度に設置した機構廃止 WG において、承継及び廃止に向けた課題等の洗い出し作業を行い作業工程表の見直しを進めるとともに、福岡国際空港株式会社との承継に向けた本格的な協議開始も見据え、「機構廃止に向けた全体計画」の策定に向けた検討を進めた。6 月には当機構だけでは解決できない課題や検討事項をまとめ、国（航空局）に照会事項を送付するなどさらなる取組を実施しており、当該回答も踏まえ、「作業工程表」の見直しと「機構廃止に向けた全体計画」案を作成した。

② 引き継ぎ文書のデジタル化

＜法人文書デジタル化推進計画の取組＞

- 法人文書デジタル化推進計画においては、これまでの紙媒体の文書を含め電子媒体により引き継ぎが行えるよう、工程・進捗管理を含む以下の具体的な計画の内容に基づき、引き続き取り組んだ。

- ✓ 電子媒体の文書保存のルールを策定すること
- ✓ 職員ごとに電子化の日を設定し、PDF 作業に専念すること
- ✓ 電子化契約（派遣スタッフ・業務委託）により文書保管庫の電子化を促進すること
- ✓ 電子決裁の運用を図ること

- 令和 7 年度は、令和 6 年度に引き続き 4 月に職員ごとに電子化作業に専念する「電子化の日」を設けるとともに、10 月からは電子化業務委託契約を発注し、図面の電子化を行うなどさらなる法人文書の電子化に取り組んだ。

また、電子媒体を正本・原本として体系的に管理するため、共有フォルダ階層やファイル名（保存期間の明記）などの文書保存ルールの徹底を図るとともに、電子決裁システムの活用によるペーパーレス化の推進にも取り組んだ。



当該年度における取組

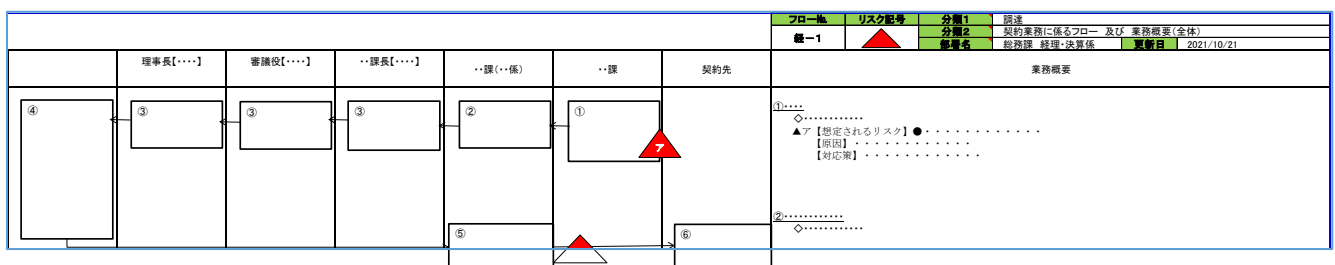
③ 業務の可視化パターン化の推進

＜業務フローチャート等の作成＞

- 業務フローチャート及びリスク管理表をもとに運営権者への事業説明資料を作成することで円滑な事業承継を行う予定。

今年度は、リスク項目及び具体的な対策について検討を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の再点検を行った。その結果、業務フローチャートは21のフローチャートを見直すとともに、リスク管理表は2のリスク項目について見直しを行った。なお、今年度新たに顕在化したリスク等についても評価を行い、業務フローチャート及びリスク管理表の見直しに反映した。

[業務フローチャート]



[リスク管理表]

独立行政法人空港周辺整備機構 リスク管理表 (総務・経理)

令和●年●月●日

分類名	リスク項目	内容	リスクレベル				リスク発生時に想定される事象	想定されるリスク発生原因	リスクに対する基本方針	リスクに対する具体的な対策	備考
			影響度 (A)	発生可能性 (D)		リスク評価点 (A)×(D)					
				発生頻度 (B)	顕著性 (C)						
労務	職員の不祥事	情報漏洩	5	1	3	4	20	

④ 研修員の受入れ

＜機構の業務の習熟＞

- 平成31年4月から福岡空港運営権者より研修員1名を受け入れ、機構の業務を習得するための研修を開始している。

今年度は、4月から6月及び10月以降は補償課で移転補償業務及び緑地造成事業について実務研修 (OJT) を行い、7月から9月まで地域振興課で住宅騒音防止対策事業、再開発整備事業について実務研修 (OJT) を行った。

- 機構廃止 WG において福岡空港運営権者への環境対策事業承継及び機構廃止に向けた取組に参加させた他、主務省庁や関係自治体等との業務調整、研修会等にも積極的に参加させた。

⑤ その他の取組

- 9月と3月に福岡空港運営権者との意見交換の場を設け、事業承継に向けた今後の課題等について情報共有を行うとともに、令和8年度は令和9年度以降の本格協議を見据え、計画的に情報交換を行っていくこととした。



(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

中期目標・中期計画・年度計画

【中期目標】

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等のまとめをデジタル化して記録に残すこと。

また、次期中期目標期間に機構の成果のまとめを公表できるように準備を進めること。

【中期計画】

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまでの長い歴史の中で様々な課題を乗り越えてきた成果を後世に引き継げるように、培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等をまとめた事業の成果（レポート）をデジタル化して作成を進めるとともに、廃止を迎える次期中期目標期間に向けて「編年史」や「機構の歩み」のような記録を残す準備を行う。

【年度計画】

(5) 業務のノウハウや実績、教訓等を廃止後も有効活用することができる取組

今後、機構は廃止され、業務は運営権者に移管されることから、機構がこれまで培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等の記録を後世に引き継げるよう、事業の成果（レポート）作成を進める。また、次期中期目標期間に向けて「編年史」や「機構の歩み」のような記録を残すべく、引き続き貴重な資料や情報の収集を進める。

当該年度における取組

<機構の業務のノウハウや実績、教訓等の取組の編纂>

- 第5期中期目標における業務運営に関する重要事項を踏まえ、機構がこれまでの長い歴史の中で培ってきた業務のノウハウや実績、教訓等について、機構廃止後もその成果を後世に引継ぎ有効活用することを目的として、その取組を編纂するための「独立行政法人空港周辺整備機構の歩み編纂委員会」（以下「委員会」という。）を令和5年度に設置した。委員会での方針を踏まえ、編纂に必要な原稿作成や資料収集に取り組んだ。
- 令和7年度中に計4回（第5回～第8回）の委員会を開催し、委員会での審議を踏まえ、事業成果（レポート）を確定させた。事業の成果（レポート）の作成に当たっては、生成AIを活用することで、業務時間の大幅な短縮につながった。



(6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

中期目標・中期計画・年度計画

【中期計画】

(6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、騒防法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

【年度計画】

(6) 騒防法第 29 条第 1 項に規定する積立金の使途

騒防法第 29 条第 1 項の規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第 28 条に規定する業務の運営の使途に充てる。

当該年度における取組

特になし